

# 府中町地域防災計画

## (付属資料)

府中町防災会議  
令和5年2月修正

# 目 次

資料—1	府中町防災会議条例	1
資料—2	府中町防災会議運営規程	3
資料—3	府中町防災会議委員の構成	4
資料—4	府中町災害対策本部条例	5
資料—5	府中町災害対策本部組織図	6
資料—6	災害対策本部の機構及び分掌事務	7
資料—7	(表1) 災害発生報告様式	12
資料—8	(表2) 被害総括表	13
資料—9	用語の定義	15
資料—10	罹災証明書	18
資料—11	臨時ヘリポートの設定基準	19
資料—12	災害拠点病院等	20
資料—13	観測施設、下水道施設	21
資料—14	災害時における各協定	22
資料—15	避難場所、避難所等	24
資料—16	救援物資輸送拠点施設	28
資料—17	災害危険箇所	30
資料—18	災害危険区域に所在する要配慮者利用施設	38
資料—19	災害記録	41
資料—20	広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震	45
資料—21	被害想定	49
資料—22	気象庁震度階級関連解説表	81

## 資料一 1 府中町防災会議条例（昭和41年12月28日 条例第38号）

### （目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、府中町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

### （所掌事務）

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 府中町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### （会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員30人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 指定地方行政機関の職員
  - (2) 陸上自衛隊の自衛官
  - (3) 広島県の知事部局の職員
  - (4) 広島県警察の警察官
  - (5) 府中町の職員
  - (6) 府中町議会議長
  - (7) 府中町教育委員会教育長
  - (8) 府中町消防長及び府中町消防団長
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
  - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
  - (11) 公共的団体の役員又は重要施設の職員
  - (12) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

### （専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、広島県の職員、府中町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が完了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第22号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第5項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の府中町防災会議条例第3条第5項の規定により委嘱されている府中町防災会議の委員である者の任期は、平成25年3月31日に満了する。

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料一 2 府中町防災会議運営規程（昭和 55 年 7 月 28 日 訓令第 19 号）

### （趣旨）

第 1 条 この規程は、府中町防災会議条例（昭和 41 年条例第 38 号）第 5 条の規定に基づき、府中町防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### （会議）

第 2 条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は必要に応じ、隨時開くものとする。

2 会議は会長が招集し、議長となる。

3 会議の招集は、開催日時及び場所並びに附議事項を示して書面により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

### （定足数）

第 3 条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### （表決）

第 4 条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （委員の代理者）

第 5 条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

### （専決処分）

第 6 条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第 1 項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

### （事務局）

第 7 条 防災会議の事務局は、危機管理監危機管理課に置く。

## 附 則

この規定は、昭和 44 年 6 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 4 月 20 日訓令第 10 号）

この規定は、昭和 56 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 15 年 7 月 30 日訓令第 36 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日訓令第 18 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日訓令第 12 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 15 日訓令第 15 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

### 資料一 3 府中町防災会議委員の構成

会長 府中町長

区分	所 属 機 閣 名	役 職	機 閣 所 在 地 等
第 2 号	陸上自衛隊第 13 旅団 第 46 普通科連隊第 2 中隊	中隊長	広島市安芸区矢野町 4200
第 3 号	広島県西部厚生環境事務所	所長	廿日市市桜尾二丁目 2-68
	広島県西部保健所	所長	廿日市市桜尾二丁目 2-68
	広島県西部建設事務所	所長	広島市南区比治山本町 16-12
	広島県西部農林水産事務所	所長	広島市中区基町 10-52
第 4 号	広島東警察署	署長	広島市東区二葉の里三丁目 4-22
第 5 号	府中町	副町長	府中町大通三丁目 5-1
		危機管理監	
		総務企画部長	
		財務部長	
		福祉保健部長	
		町民生活部長	
		建設部長	
第 6 号	府中町議会	議長	府中町大通三丁目 5-1
第 7 号	府中町教育委員会	教育長	府中町本町一丁目 10-15
第 8 号	府中町消防本部	消防長	府中町大通三丁目 5-9
	府中町消防団	団長	府中町
第 9 号	府中町北部町内会連合会	代表	府中町
	府中町南部町内会連合会	代表	府中町
第 10 号	中国電力ネットワーク株式会社 広島ネットワークセンター	所長	広島市中区竹屋町 2-42
第 11 号	安芸地区医師会	府中町医師会 会長	安芸郡海田町栄町 5-13
	広島市水道局	局長	広島市中区基町 9-32
	マツダ株式会社	安全健康防災 推進部 部長	府中町新地 3-1
	府中町社会福祉協議会	代表	府中町浜田本町 5-25
	府中町婦人会	代表	府中町
	府中町女性会	代表	府中町

## 資料一 4 府中町災害対策本部条例 (昭和 41 年 12 月 28 日 条例第 39 号)

### (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、府中町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

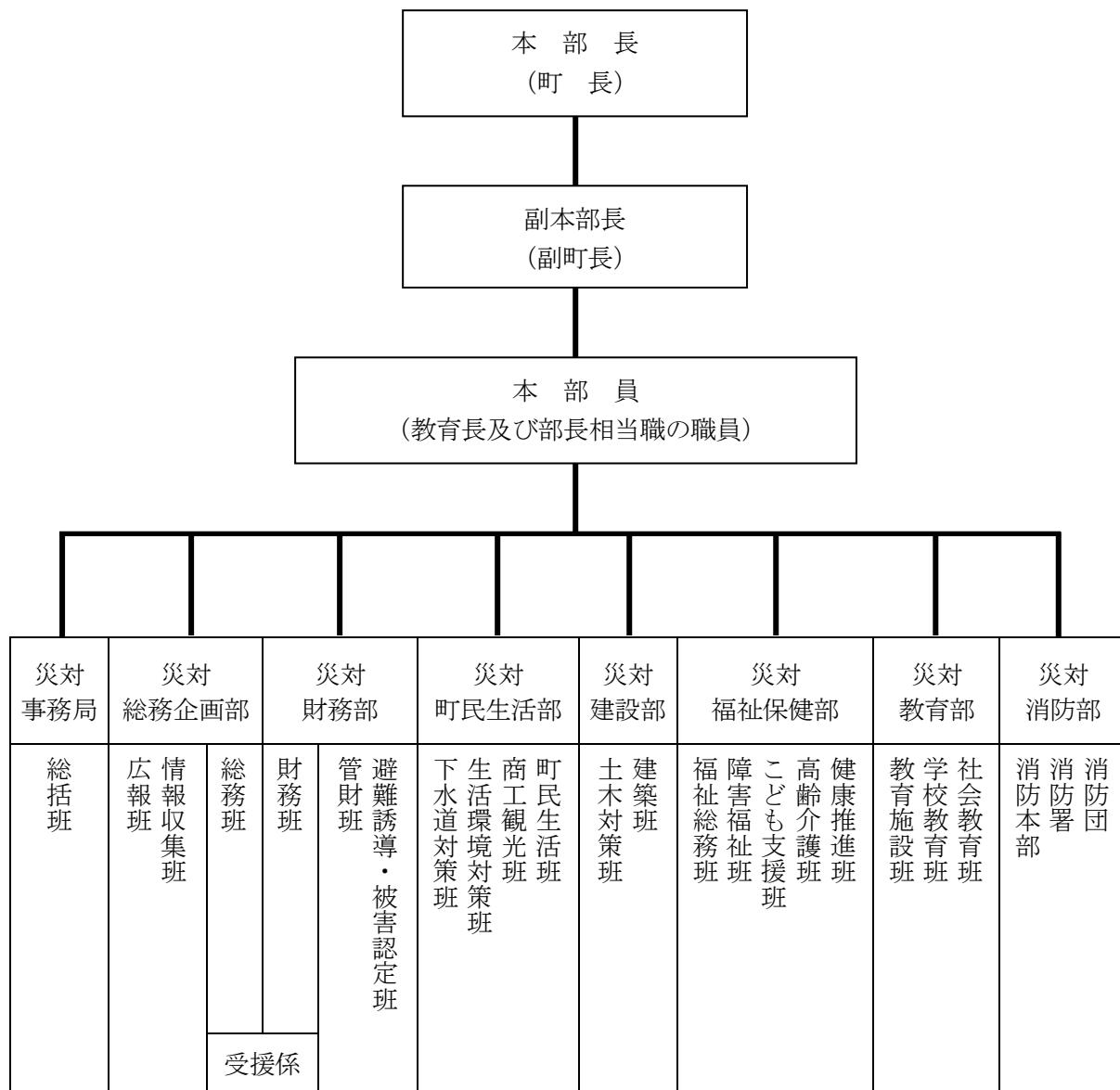
#### 附 則（平成 8 年 9 月 17 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 24 年 10 月 23 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料一五 府中町災害対策本部組織図



## 資料一 6 災害対策本部の機構及び分掌事務

本部長 町長

副本部長 副町長

部 名 (担当部長)	班 名 (担当課長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対事務局 (危機管理監)	総括班 (危機管理課長)	危機管理課	1 災害対策本部の総括に関すること 2 災害対策本部の事務局に関すること 3 本部長の特命に関すること 4 災害対策体制の計画・立案に関すること 5 広島県災害対策本部との連絡調整に関すること 6 防災会議及び防災関係機関との連絡調整に関すること 7 避難情報の発令に関すること
災対 総務企画部 (総務企画部長)	広報班 (政策企画課長、 政策企画課主幹)	政策企画課	1 町民・災害ボランティア等への情報提供に関すること 2 報道機関への協力要請及び情報提供に関すること 3 防災行政無線に関すること 4 災害に関する各種情報の広報に関すること 5 記者会見に関すること 6 災害対策本部からの気象情報、災害情報及び指令の各部への伝達に関すること 7 国・県等からの視察への対応に関すること 8 災害視察者及び見舞者の対応に関すること 9 本部長及び副本部長の秘書に関すること 10 業務継続計画に関すること
	情報収集班 (情報管理課長)	情報管理課	1 情報システムの整備及び管理運用に関すること 2 気象情報の収集及び報告に関すること 3 災害情報の収集及び報告に関すること 4 災害の記録及び報告に関すること
	総務班 (総務課長)	総務課	1 職員の動員・調整に関すること 2 職員配置の取りまとめに関すること 3 職員の給食及び衛生管理に関すること 4 公務災害補償及び災害対策費用保険事務に関すること 5 車両の調整に関すること 6 庁内の電話回線及び臨時有線電話の応急架設に関すること 7 自衛隊及び他の地方公共団体への応援要請及び受入れに関すること 8 災害に係る町民の要請等の受付に関すること
災対 財務部 (財務部長)	財務班 (財政課長)	財政課	1 災害関連経費に関すること 2 災害対策の予算措置に関すること 3 災害に伴う財政計画の編成及び政府機関との連絡に関すること 4 災害救助法に関すること 5 被災者の食糧、飲料水及び生活必需品等救援物資の調達・借上げ及び管理に関すること 6 災害対策に係る資器材・物資の調達、購入、調整、借上げ及び管理に関すること

## 付属資料

部 名 (担当部長)	班 名 (担当課長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対 財務部 (財務部長)	管財班 (管財課長)	管財課	1 公共施設の災害予防、被害調査及び応急対策の総括に関すること 2 公共施設の被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 3 被災地の所有者調査及び連絡調整に関すること
	避難誘導・ 被害認定班 (税務課長、 債権管理課長)	税務課 債権管理課	1 避難立ち退きの誘導及び人命の救助に関すること 2 災害に係る住家の被害認定調査に関すること 3 罷災(被災)証明書の発行に関すること 4 税の減免に関すること
災対 町民生活部 (町民生活部長)	下水道対策班 (下水道課長)	下水道課	1 河川、下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること 2 河川、下水道施設の災害復旧に関すること 3 下水道工事関係者に協力を求めるこ 4 河川増水による水位変動の監視に関するこ 5 溝池、樋門、堤防の点検及び排水管理に関するこ 6 水防に関する応急措置に関するこ
	生活環境対策班 (環境課長、 環境課主幹、 環境センター所長)	環境課 環境センター	1 応急給水に関するこ 2 被災地の汚物等の処理及び指導に関するこ 3 ごみ収集の処理及び広報等に関するこ 4 遺体の処理及び埋火葬等に関するこ 5 愛護動物の保護管理に関するこ 6 山林、農地及びため池等の被害調査及び応急措置に関するこ 7 山林、農地及びため池等の災害復旧に関するこ 8 衛生害虫の駆除に関するこ 9 被災地域の清掃に関するこ 10 廃棄物処理に関するこ
災対 建設部 (建設部長)	商工観光班 (自治振興課長)	自治振興課	1 商工業等の被害調査に関するこ 2 被災した企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関するこ 3 商工団体との連絡調整に関するこ 4 観光客に関するこ 5 観光施設の被害調査に関するこ 6 災害時における防犯に関するこ
	町民生活班 (住民課長)	住民課	1 被災者の食糧、飲料水及び生活必需品等救援物資の配達及び支給に関するこ 2 非常炊き出しの手配に関するこ 3 非常炊き出しに関するボランティア団体との調整に関するこ
災対 建設部 (建設部長)	土木対策班 建築班 (都市整備課長、 維持管理課長、 区画整理課長、 建築課長)	都市整備課 維持管理課 区画整理課 建築課	1 危険箇所等の巡回警戒、交通規制に関するこ 2 被災環境の調査に関するこ 3 障害物の除去に関するこ 4 立入禁止区域の巡回及び保全に関するこ  (土木対策班) 1 宅地危険度判定に関するこ 2 道路等の被害調査及び応急措置に関するこ 3 防災用資器材の整備、輸送及び受領に関するこ 4 応急工事に必要な労力の確保に関するこ 5 建設工事関係者に協力を求めるこ 6 土木関係災害復旧等に関するこ 7 公共交通機関の運行状況に係る情報の収集及び報告に関するこ

部 名 (担当部長)	班 名 (担当課長)	主たる 構成部署	分 掌 事 勿
災対 建設部 (建設部長)	土木対策班 建築班 (都市整備課長、 維持管理課長、 区画整理課長、 建築課長)	都市整備課 維持管理課 区画整理課 建築課	(建築班) 1 建築物等の被害調査及び応急措置に関する事 2 被災建築物の復旧に係る建築指導及び相談に関する事 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 4 被災住宅の融資相談に関する事 5 公営住宅等の被害調査及び応急修理に関する事 6 応急仮設住宅の建設計画、建設工事及び応急修理に関する事 7 応急仮設住宅の入居者選定及び管理に関する事
災対 福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉総務班 障害福祉班 (福祉課長、 保険年金課長)	福祉課 保険年金課	(福祉総務班) 1 被災者の応急救護の総括に関する事 2 被災者の安否確認及び実態調査の総括に関する事 3 災害に伴う生活相談の総括に関する事 4 避難行動要支援者の避難支援の総括に関する事 5 避難所の開設及び管理運営の総括に関する事 6 福祉避難所の開設及び管理運営の総括に関する事 7 義援金及び救援物資の受付、出納、保管及び配分に関する事 8 社会福祉団体との連携に関する事 9 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事  (障害福祉班) 1 要配慮者への情報提供に関する事 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事 3 避難所の開設及び運営に関する事 4 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事
			1 児童福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事 2 被災児童に関する事 3 被災地域の助産に関する事 4 要配慮者への情報提供に関する事 5 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事 6 避難所の開設及び運営に関する事 7 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事
	こども支援班 (子育て支援課長、 行政委員会総合 事務局長)	子育て支援課 行政委員会 総合事務局	1 社会福祉施設等の被害調査及び応急措置に関する事 2 要配慮者への情報提供に関する事 3 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関する事 4 避難所の開設及び運営に関する事 5 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事 6 被災者の介護に関する事
災対 福祉保健部 (福祉保健部長)	高齢介護班 (高齢介護課長、 会計室長)	高齢介護課 会計室	1 医療機関との連絡調整に関する事 2 救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関する事 3 被災地域及び避難所における感染症の予防並びに調査に関する事 4 被災地域の防疫活動に関する事 5 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関する事 6 医療救護活動の応援に関する事 7 被災者のメンタルケアに関する事 8 被災地域の医療に関する事 9 被災傷病者の収容施設の確保に関する事 10 避難所の開設及び運営に関する事 11 福祉避難所の開設及び管理運営に関する事

部 名 (担当部長)	班 名 (担当課長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対 教育部 (教育部長)	教育施設班 (教育総務課長)	教育総務課	1 学校施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること 2 社会教育施設及び設備の保全並びに応急対策に関すること
	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課	1 児童及び生徒の避難に関すること 2 被災児童及び生徒の教育に関すること 3 被災学校の児童及び生徒の応急教育に関すること 4 被災児童及び生徒の学用品に関すること 5 被災学校の児童及び生徒の給食に関すること 6 通学路の被害調査に関すること
	社会教育班 (社会教育課長、 社会教育課主幹)	社会教育課	1 文化財の保全に関すること 2 教育団体との協力体制に関すること
災対 消防部 (消防長)	消防班 (消防総務課長、 警防課長、 予防課長、 消防署長、 消防副署長)	消防総務課	1 消防団との連絡調整に関すること 2 消防団の出動に関すること 3 消防団員の招集に関すること
		警防課	1 消防署、消防団の指揮統制に関すること 2 消防隊、救急隊の出動に関すること 3 消防職員の招集に関すること 4 災害活動の記録及び集計に関すること 5 災害範囲の掌握及び人命危険の予測に関すること 6 消防関係機関への応援要請に関すること
		予防課	1 火災警報の発令、解除に関すること 2 出火防止のための予防広報に関すること 3 災害情報の受信記録及び部内通報に関すること 4 災害活動の記録及び集計に関すること 5 その他特命事項に関すること
		第1分隊 第2分隊 救助分隊 救急隊 予備消防隊(1) 予備消防隊(2) 予備消防隊(3) 予備救急隊	1 火災の警戒防ぎよ、鎮圧活動に関すること 2 災害現場での救出、救助活動に関すること 3 災害危険箇所の警戒巡視に関すること 4 被害拡大防止のための応急活動に関すること 5 緊急資器材の輸送に関すること 6 避難指示の伝達補助に関すること 7 避難者の誘導に関すること 8 有線通信途絶時の無線通信の確保に関すること 9 災害現場の警戒警備に関すること 10 その他特命事項
			1 災害情報の受信に関すること 2 消防無線通信に関すること 3 問い合わせ情報の提供に関すること 4 降雨量の観測及び記録に関すること
			1 災害による傷病者の救急搬送に関すること 2 避難者の輸送に関すること
		消防団班 (消防団長)	1 消防団員の対策班の編成に関すること 2 災害対策の任務分担の指令に関すること 3 災害対策活動の指揮統制に関すること
		団本部	

## 付属資料

部 名 (担当部長)	班 名 (担当課長)	主たる 構成部署	分 掌 事 務
災対 消防部 (消防長)	消防団班 (消防団長)	第1分団 第2分団 第3分団	1 火災の警戒防ぎよ、鎮圧活動に関すること 2 災害現場での救出、救助活動に関すること 3 災害危険箇所の警戒巡視に関すること 4 被害拡大防止のための応急活動に関すること 5 緊急資器材の輸送に関すること 6 避難指示の伝達補助に関すること 7 避難者の誘導に関すること 8 有線通信途絶時の無線通信の確保に関すること 9 災害現場の警戒警備に関すること 10 その他特命事項

#### 資料一七 (表1) 災害発生報告様式

( ) 県支部  
( ) 市町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生状況			
発信者 職氏名							
受信者	情報連絡班 班		氏名		14 交通途絶となつた路線		
1 調査 日時	月 日 時 分			15 破堤溢水 した河川 海岸ため池			
2 発生 場所							
人の被害	3 死 者	人	氏名(生年月日)		災害に対しとつてゐる措置	月 日 時 分	
	うち 災害関連死者	〃	〃	〃			
	4 行 方 不 明 者	〃	〃	〃			
	5 重 傷 者	〃	〃	〃			
	6 軽 傷 者	〃	〃	〃			
住家の被害	7 全 壊 (全焼・流出)	棟 ( )	世帯 ( )	人 ( )	消防職員等の出動状況	人	
	8 半 壊 (半焼)	〃 ( )	〃 ( )	〃 ( )			
	9 床上浸水	〃 ( )	〃 ( )	〃 ( )			
	10 床下浸水	〃 ( )	〃 ( )	〃 ( )			
非住家の被害	11 学校等 公共建物				17 災害対策 本部設置	月 日 時 分	
	12 その他の 応急措置				18 避難指示状況	地区名 避難場所 人員	
					19 消防職員	人	
					20 消防団員	〃	
					21 警察官	〃	
					22 その他の 計	〃	
					23 その他の 応急措置		

## 資料一8 (表2) 被害総括表

月 日 時			分 現在 ( )		県支部 市町	
被 告 区 分		被 告 内 容		被 告 区 分	被 告 内 容	被 告 額(千円)
① 人の被害	ア 死 者	人	氏名	④ 公共建物の被害	キ 幼稚園	公 棟
	うち 災害関連死者	〃	〃		私	〃
	イ 行方不明者	〃	〃		専修学校	公 〃
	ウ 重 傷 者	〃	〃		各種学校	私 〃
② 住家の被害	エ 軽 傷 者	〃	〃	⑤ 神社・仏閣・文化財の被害	ケ 病院	〃
	ア 全 壊 (全焼・流出)	( ) 棟	世帯		コ 官公庁その他	〃
	イ 半壊(半焼)	( ) 〃	〃		〃	〃
	ウ 一部破損	( ) 〃	〃	⑥ 公共土木施設の被害	ア 道路被害	か所
	エ 床上浸水	( ) 〃	〃		イ 橋梁被害	橋
③ 非住家の被害	オ 床下浸水	( ) 〃	〃		ウ 河川被害	か所
	ア 全 壊 (全焼・流失)	公共建物	棟		エ 砂防設備被害	〃
	イ 半壊(半焼)	その他	〃		オ 地すべり防止施設被害	〃
		公共建物	〃		カ 急傾斜地崩壊防止施設被害	〃
被 告 区 分			被 告 内 容	被 告 額(千円)		
④ 公共建物の被害	ア 小 学 校	公	か所	⑦ 農林水産施設の被害	キ 治山施設被害	〃
		私	〃		ク 港湾施設被害	〃
	イ 中 学 校	公	〃		ケ 渔港施設被害	〃
		私	〃		コ 海岸施設被害	〃
	ウ 高等学校	公	〃		サそ の 他	〃
		私	〃		ア 流出・埋没	ha
⑤ 大学の被害	エ 大 学	公	〃		田 冠水	〃
		私	〃		イ 流出・埋没	〃
	オ 高等専門学校	〃	〃		烟 冠水	〃
	カ 特別支援学校	〃	〃		ウ 農道被害	か所
					エ 溜池・水路被害	〃
					オ 頭首工被害	〃

被 害 区 分		被 害 内 容	被 害額(千円)	被 害 区 分	被 害 内 容	被 害額(千円)
(7) 農林水産施設の被害	カ 林道	路 面 被 害	か所		⑧ 又そ の 他	か所
	橋 梁	橋 梁 被 害	橋		罹 災 世 帯 数	世帯
	キ	水産施設被害	か所		罹 災 者 数	人
	ク	そ の 他			被 害 総 額	千円
(8) その他被害	ア	農 产 被 害		(9) 火災発生	ア 建 物	件
	イ	林 产 被 害			イ 危 险 物	"
	ウ	水 产 被 害			ウ そ の 他	"
	エ	工 商 工 被 害			月 日 時 分	
	オ	土 石 流	渓流		災 害 対 策 本 部 設 置	
	カ	地 す べ り	か所		災 害 に 対 し て と つ た 措 置	
	キ	き が け 崩 れ	〃		避 難 指 示 状 況	
	ク	木 材 流 出	m <sup>3</sup>		地区名	避 難 場 所
	ケ	山 林 消 失	ha			世 帯 数
	コ	鉄 軌 道 被 害	か所			人 数
	シ	沈 流	隻		合 計	
	船	失	〃		消 防 職 員	人
	舶	破 損	〃		消 防 団 員	"
	ス	清 掃 施 設 被 害	か所		警 察 官	"
	セ	都 市 施 設 被 害	〃		そ の 他	"
	ソ	自 然 公 園 等 施 設 被 害	〃		計	"
	タ	工 業 用 水 道 被 害	〃		そ の 他	
	チ	水 道 施 設 被 害	〃			
	ツ	水 道 ( 断 水 )	〃			
	テ	電 話 ( 不 通 )	回線			
	ト	電 気 ( 停 電 )	戸			
	ナ	ガ ス ( 停 止 )	〃			
	ニ	ブ ロ ッ ク 壁 等 被 害	か所			

## 資料一 9 用語の定義

人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊 (全焼・流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世 带	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物をいう。なお、官公庁、学校、病院、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	官公庁、学校、病院、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	

公共 土木 施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	高速自動車国道、一般国道、県道及び市町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害とする。
	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり等防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	港湾施設被害	港湾法にいう港湾施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	漁港施設被害	漁港漁場整備法にいう漁港施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
農林水産業施設	海岸被害	海岸又は海岸施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畠の流出埋没	田畠の耕土流失、砂利等のたい積、畦畔の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畠の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
その他	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	水产被害	農林水産業施設以外の水产被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

	商 工 被 害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土 石 流	土石流危険渓流において土石流等が発生したもの又は土石流危険渓流以外において、土砂流出により、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたもの及び被害を受けるおそれが生じたものとする。
	地 す べ り	地すべりが発生したものとする。
	が け 崩 れ	急傾斜地崩壊危険箇所において斜面崩壊が発生したもの又は急傾斜地崩壊危険箇所以外において斜面崩壊が発生した場合で、がけ崩れにより、負傷者以上の人的被害、公共施設及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
そ	鉄 軌 道 被 害	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
の	船 舶 被 害	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
他	清 掃 施 設 被 害	ごみ処理及び屎処理施設の被害とする。
	都 市 施 設 被 害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自 然 公 園 等 施 設 被 害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水 道 （ 断 水 ）	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話 （ 不 通 ）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電 気 （ 停 電 ）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス （ 停 止 ）	一般ガス導管事業又はガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 墙 等	倒壊したブロック墙又は石墙の箇所数とする。
	そ の 他	各項に該当しない被害とする。
り	災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災 者	災世帯の構成員とする。
被	害 総 額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
火	災 発 生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

## 資料－10 罹災証明書

(様式第4号)

罹証第 号

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所		
世帯主氏名		
申請者	氏名	続柄

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家 <sup>※</sup> の 所在地	
住家 <sup>※</sup> の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

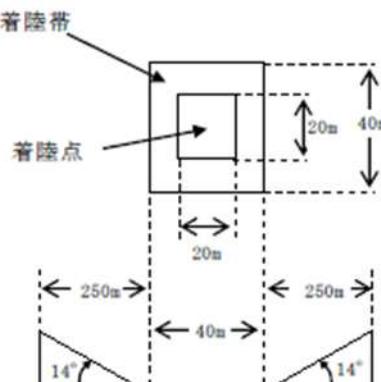
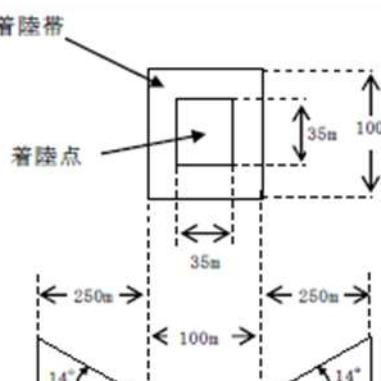
その他の内容	
--------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

広島県安芸郡府中町長 佐藤信治 

## 資料－11 臨時ヘリポートの設定基準

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 <p>広島県防災航空隊 アグスタAW139</p>  <p>広島市消防航空隊 AS365 N3</p>  <p>広島県警察航空隊 AS365 N2</p>  <p>海上保安庁広島航空基地 シコルスキーS76D</p>  <p>陸上自衛隊 UH-1</p>	
大型	 <p>陸上自衛隊 CH-47</p>  <p>海上自衛隊 UH-60</p>  <p>海上自衛隊 MCH-101</p>	

## ヘリコプター離着陸場

施設名	所在地	座標	地積 (m)
空城山公園	浜田二丁目 723-46	N34-23-00 E132-30-32	115×75

## 資料－12 災害拠点病院等

### 1 災害拠点病院（参考：広島県地域防災計画附属資料）

保健医療圏	病院名	所在地	連絡先	
			電話	FAX
(基幹)	県立広島病院	〒734-8530 広島市南区宇品神田一丁目 5-54	(082) 254-1818	(082) 253-8274
広島	広島市立広島市民病院	〒730-8518 広島市中区基町 7-33	(082) 221-2291	(082) 223-5514
広島	広島赤十字・原爆病院	〒730-8619 広島市中区千田町一丁目 9-6	(082) 241-3111	(082) 246-0676
広島	広島大学病院	〒734-8551 広島市南区霞一丁目 2-3	(082) 257-5555	(082) 257-5087
広島	広島共立病院	〒731-0121 広島市安佐南区中須二丁目 20-20	(082) 879-1111	(082) 879-1146
広島	広島市立北部医療センター安佐市民病院	〒731-0293 広島市安佐北区亀山南一丁目 2-1	(082) 815-5211	(082) 814-1791

※ 保健医療圏欄の「(基幹)」は「基幹災害拠点病院」を示す。

### 2 府中町近隣の公的病院（参考：広島県地域防災計画附属資料）

管轄保健所	設置者	病院名	所在地
西部（広島支所）	済生会	済生会広島病院	安芸郡坂町
広島市	広島市	安芸市民病院	安芸区畠賀

## 資料－13 観測施設、下水道施設

### 1 砂防雨量観測施設

観測所名	観測地点	観測項目	設置者
揚倉山	大通三丁目 5-1	雨量	広島県

### 2 河川水位観測施設

#### (1) 府中大川観測施設

観測所名	位置	設置者
大須	大須三丁目	広島県

#### (2) 榎川観測施設（危機管理型水位計）

観測所名	位置	設置者
山田大橋	山田一丁目	広島県

### 3 地震観測施設

震度観測点名	所在地	設置者
府中町大通	大通三丁目 5-1	広島県

### 4 排水ポンプ場

公共下水道(雨水)降雨強度 7年確率 49.6mm/時間

排水区	面積	放流先	排水ポンプ場		揚水量 m <sup>3</sup> /分
府中排水区	91.0ha	府中大川	府中ポンプ場	Φ1350mm×3	687.6
宮の町排水区	42.0ha	八幡川	宮の町ポンプ場	Φ1200mm×2	338.0
茂陰排水区	73.3ha	府中大川	茂陰ポンプ場	Φ900mm×2 Φ800mm×2	372.0
入川排水区	2.6ha	的場川	広島市 入川ポンプ場		
青崎鹿籠排水区	81.9ha	猿猴川	広島市 青崎ポンプ場		

## 資料－14 災害時における各協定

### 1 物資の供給、避難場所の提供、医療・救護支援等の協定

	協定名称	協定締結先
1	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人安芸地区医師会
2	災害時の相互応援に関する協定	広島県内各自治体
3	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	一般社団法人日本自動車連盟 中国支部 広島支部
4	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い	中国電力ネットワーク株式会社 広島ネットワークセンター
5	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンモール広島府中
6	災害における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	イオンリテール株式会社
7	災害時における応急対策活動に関する協定	府中町建築協会
8	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人府中町社会福祉協議会
9	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人福祉の郷
10	災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局
11	災害時における燃料の優先供給に関する協定	綜合エナジー株式会社
12	災害時における生活物資の供給及び平時における防災活動への協力に関する協定	株式会社サンリブ
13	災害時における医療救護活動に関する協定	一般社団法人安芸薬剤師会
14	災害時における支援協力に関する協定	レンゴー株式会社 中国・四国・九州事業部広島工場
15	災害時における在宅療養者の避難支援に関する覚書	一般社団法人安芸地区医師会
16	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ジュンテンドー
17	防災協力に関する協定（広島呉地区郵便局長会との防災協力協定）	広島呉地区郵便局長会
18	災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定	広島ガス東部株式会社
19	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人みどり会
20	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人かきつばた福祉会
21	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン中国エリア統括部
22	災害時における飲料水の供給に関する協定	株式会社キリンビバックス広島支店
23	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	安芸歯科医師会
24	災害時における生活関連物資の供給等に関する協定	生活協同組合ひろしま
25	災害時における飲料水・食料の供給に関する協定	大塚製薬株式会社広島支店
26	災害時における物資の調達に関する協定	広島県LPガス協会広島東地区協議会
27	災害時における無人航空機による調査活動に関する協定	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ
28	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社

29	災害時における支援協力に関する協定書	マツダ株式会社
30 ～ 42	災害時における応急措置等の協力に関する協定	有限会社可部組 株式会社八幡建設 神野建設株式会社 有限会社東本組 ミヤケ工業有限会社 有限会社森本組 有限会社谷崎工建 株式会社中村基礎 有限会社しんき産業 中栄土木有限会社 有限会社宏成土地 日の丸環衛工業有限会社 株式会社アクアシステム
43	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院
44	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人F I G 福祉会
45	防災パートナーシップに関する協定	広島テレビ放送株式会社
46	災害時における物資の供給協力等に関する協定	株式会社ナフコ
47	災害発生時における府中町と府中町内郵便局の協力に関する覚書	日本郵便株式会社府中町内郵便局
48	大規模災害時の支援協力に関する協定	広島県、一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部
49	大規模災害時の支援協力に関する協定	広島県、一般社団法人広島県測量設計業協会
50	災害に係る情報発信等に関する協定	株式会社テレビ新広島
51	災害時における応急措置等の協力に関する協定	イーイング・コーポレーション株式会社
52	地震時等緊急退避施設としての使用に関する協定	学校法人松本学園、柳ヶ丘第4町内会 自主防災会

2 浸水時緊急退避施設としての利用に関する協定 25施設と協定締結

3 災害時における井戸水の協力に関する協定 18箇所の井戸所有者と協定締結

## 資料一 15 避難場所・避難所等

指定緊急避難場所・・・切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所で災害種別ごとに選定

指定避難所・・・災害により自宅に戻ることができない場合などにおいて、一定期間避難生活をする施設

その他の避難場所・避難所・・・指定緊急避難場所及び指定避難所以外の避難場所・避難所

福祉避難所・・・要配慮者を二次的に受け入れる避難所

浸水時緊急退避施設・・・浸水危険から緊急一時的に退避する施設

凡例・○：使用可 ②：2階以上可 空欄：使用不可

- ・海拔表示については、国土地理院 標高がわかる web 地図参照

- ・（注1）府中小学校の洪水に伴う避難場所等は、西校舎及び東校舎の一部の教室とする。

### 1 指定緊急避難場所・指定避難所

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	指定緊急避難場所				指定避難所			
				土砂	洪水	地震	津波	土砂	洪水	地震	津波
1	府中小学校	本町 2-15-2	3.1	○	②注1	○	○	○	②注1	○	○
2	府中南小学校	柳ヶ丘 51-25	15.2	○	○	○	○	○	○	○	○
3	府中中央小学校	浜田 2-6-1	4.0	○	○	○	○	○	○	○	○
4	府中東小学校	山田 4-4-1	55.2	○	○	○	○	○	○	○	○
5	府中北小学校	清水ヶ丘 23-1	35.5	○	○	○	○	○	○	○	○
6	府中中学校	宮の町 5-4-28	31.7	○	○	○	○	○	○	○	○
7	府中緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 3-18	15.3	○	○	○	○	○	○	○	○

### 2 その他の避難場所・避難所

#### （1）公共施設、民間施設等

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	避難場所				避難所			
				土砂	洪水	地震	津波	土砂	洪水	地震	津波
1	総社会館	本町 3-2-23	11.5	○	②	○	○	○	②	○	○
2	府中南交流センター	鹿籠 1-21-3	1.9	○	②	○	○	○	②	○	○
3	府中北交流センター	本町 5-3-8	3.0	○		○	○	○		○	○
4	福寿館	浜田本町 5-25	3.2	○	②	○	○	○	②	○	○
5	くすのきプラザ	本町 1-10-15	2.1	○	②	○	②	○	②	○	②
6	府中町役場	大通 3-5-1	2.8	○	②	○	○				
7	府中公民館	本町 2-15-1	2.9	○	②	○	○	○	②	○	○
8	府中南公民館	桃山 2-5-1	3.3	○	②		○	○	②		○
9	府中町立体育場	本町 1-10-1	2.1	○				○			
10	府中東地区センター	山田 4-4-23	47.6	○	○	○	○	○	○	○	○
11	鶴江地区センター	鶴江 2-14-26	3.0	○		○	○	○		○	○
12	揚倉山健康運動公園・管理棟	山田 5-5-1	139.2		○	○	○		○	○	○
13	空城山公園・管理棟	浜田 2-16-23	38.1	○	○	○	○	○	○	○	○
14	安芸府中高等学校	山田 5-1-1	85.0		○		○		○		○
15	安芸府中商工センター	大須 1-10-10	4.3	○		○		○		○	

## (2) 公園（一時避難場所）

## ア 都市公園（都市公園法・条例・規則）

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象			
				土砂	洪水	地震	津波
1	えの宮公園	宮の町 3-1-20	7.4			○	○
2	青崎公園	青崎中 16-1	7.0		○	○	○
3	大桶ノ口公園	本町 4-6-4	2.8	○		○	○
4	下榊公園	宮の町 2-2-29	2.6	○			○
5	柳ヶ丘公園	柳ヶ丘 18-19	44.4	○	○	○	○
6	本町公園	本町 1-10-48	5.6	○		○	
7	山越公園	瀬戸ハイム 2-14-1	81.7	○	○	○	○
8	石井城公園	石井城 2-4-46	29.1	○	○	○	○
9	引地公園	字引地 2150	30.3		○	○	○
10	大須公園	大須 3-3-1	1.3	○		○	
11	大須第2公園	大須 3-212-4	4.2	○		○	
12	空城山公園	浜田 2-16-23	38.1	○	○	○	○
13	揚倉山健康運動公園	南エリア（上段）	山田 5-5	139.2		○	○
14		北エリア（下段）		100.0		○	○

## イ 水分峡森林公園（設置・管理条例）

所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象			
		土砂	洪水	地震	津波
石コロヒ 83	20.2		○	○	○

## ウ 地域の公園（設置、管理条例）

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象			
				土砂	洪水	地震	津波
1	日焼山広場	浜田 4-6-16	20.2		○	○	○
2	山越広場	八幡 2-1-35	31.0	○	○	○	○
3	浜ノ尻交流広場	大須 1-7 地先外	2.3	○			
4	鶴江ふれあい広場	鶴江 1-21-16	5.1	○		○	
5	柳ヶ丘南広場	柳ヶ丘 71-10	36.8	○	○	○	○
6	総社跡児童遊園	本町 3-2-23	11.5	○		○	○
7	城ヶ丘児童遊園（第1）	城ヶ丘 8-1	36.3	○	○	○	○
8	城ヶ丘児童遊園（第2）	城ヶ丘 19-14	18.6	○	○	○	○
9	緑ヶ丘児童遊園	緑ヶ丘 2-11	7.5	○	○	○	○
10	千代南児童遊園	千代 8-19	4.5	○	○	○	○
11	青崎東上児童遊園	柳ヶ丘 74-20	16.5	○	○	○	○
12	寿仙坊児童遊園	八幡 1-13-4	14.5	○	○	○	○
13	八幡ヶ丘児童遊園	八幡 3-12-18	29.0	○	○	○	○

14	上宮の町児童遊園	宮の町 4-8-1	21.0	○	○	○	○
15	上縄児童遊園	浜田 2-17-11	22.5		○	○	○
16	楠木山児童遊園	鹿籠 2-3-22	17.2	○	○	○	○
17	野地山児童遊園	鹿籠 1-9-1	13.6	○	○	○	○
18	鶴江児童遊園	鶴江 1-21-33	6.5	○		○	
19	鵜崎児童遊園	鹿籠 2-17-23	6.4		○	○	○
20	茂陰第1児童遊園	茂陰 1-4-2	3.6	○			○
21	茂陰第2児童遊園	大須 1-10-34	3.8	○		○	
22	清水ヶ丘第1児童遊園	清水ヶ丘 1-1	102.0		○	○	○
23	清水ヶ丘第2児童遊園	清水ヶ丘 11-4	72.4		○	○	○
24	受田児童遊園	青崎東 4-25	11.5	○	○	○	○
25	池尻児童遊園	山田 3-9-1	19.0	○	○	○	○
26	鹿籠児童遊園	鹿籠 1-15-48	20.0		○	○	○
27	青崎東児童遊園	青崎東 37-15	21.0	○	○	○	○
28	青崎東第2児童遊園	青崎東 41-22	22.5	○	○	○	○
29	青崎東第3児童遊園	青崎東 14-1	14.6	○	○	○	○
30	瀬戸ハイム第1児童遊園	瀬戸ハイム 3-12-30	55.0		○	○	○
31	瀬戸ハイム第2児童遊園	瀬戸ハイム 2-6-13	119.3	○	○	○	○
32	瀬戸ハイム第3児童遊園	瀬戸ハイム 4-1-1	157.6		○	○	○
33	桜ヶ丘児童遊園	桜ヶ丘 9-1	81.9		○	○	○
34	永田児童遊園	八幡 3-11-1	15.5	○	○	○	○
35	日焼山児童遊園	浜田 3-10-4	17.2		○	○	○
36	日焼山第2児童遊園	浜田 3-9-8	10.5	○	○	○	○
37	日焼山第3児童遊園	浜田 4-7-11	30.7	○	○	○	○
38	日焼山第4児童遊園	浜田 4-10-26	35.0		○	○	○
39	観音山児童遊園	桃山 2-17-24	14.6	○	○	○	○
40	観音山第2児童遊園	桃山 2-1224-3外	12.0	○	○	○	○
41	観音山第3児童遊園	青崎東 10-4	13.8	○	○	○	○

## 3 福祉避難所

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	対象となる異常な現象			
				土砂	洪水	地震	津波
1	福寿館	浜田本町 5-25	3.2	○	②	○	○
2	府中町ふれあい福祉センター	浜田本町 5-25	3.1	○	②	○	○
3	なないろ作業所	浜田 3-9-1	13.4	○	○	○	○
4	特別養護老人ホーム 府中みどり園	浜田 1-6-7	3.2	○	②	○	○
5	特別養護老人ホーム 府中福寿苑	茂陰 2-6-2	9.7		○	○	○
6	高齢者総合サービスセンター チェリーゴード本館	柳ヶ丘 20-2	46.7	○	○	○	○

## 4 浸水時緊急退避施設

番号	施設名称	所在地	海拔 (m)	避難場所
1	イオンモール広島府中	大須 2-1-1	1.5	立体駐車場
2	サンリブ府中店	大須 4-2-10	2.0	立体駐車場
3	グリーンドエル鶴江	鶴江 1-13-3	3.0	廊下・階段
4	中本ビル	鶴江 1-13-22	2.3	廊下・階段
5	司ビル	鶴江 1-23-10	2.4	廊下・階段
6	中国電力(株)府中アパートD棟	鶴江 2-4-4	3.2	廊下・階段
7	中国電力(株)府中アパートE棟	鶴江 2-4-21	3.3	廊下・階段
8	鶴江ビル	鶴江 2-14-20	3.0	廊下・階段
9	野村乳業(株)事務所棟	鶴江 2-12-27	3.3	事務所フロア
10	ハイネス秀	本町 5-1-29	2.4	廊下・階段
11	吉田コー <sup>ポ</sup>	本町 5-14-4	2.8	廊下・階段
12	山崎ビル	本町 4-5-31	2.5	廊下・階段
13	マンションコペック	本町 4-10-3	3.6	廊下・階段
14	グランドピア府中	本町 2-5-5	2.7	廊下・階段
15	アステール藤井	本町 2-8-10	2.3	廊下・階段
16	植木ビル	本町 1-4-12	2.7	廊下・階段
17	FURUTA BLD	宮の町 2-5-27	2.9	廊下・階段
18	みなとやコー <sup>ポ</sup>	宮の町 2-15-11	2.5	廊下・階段
19	津田野ビル	大通 2-13-27	1.5	廊下・階段
20	こばと幼稚園	茂陰 1-2-10	1.5	廊下・教室等
21	府中小学校東棟	本町 2-15-2	3.1	廊下・教室等
22	消防庁舎	大通 3-5-9	2.7	廊下・講堂
23	綜合エナジー(株) ベガサスコウユ	茂陰 2-6-6	3.7	会議室・屋上庭園
24	マツダ(株)マツダ病院	青崎南 2-15	1.3	スロープ・会議室等
25	ヴエルシャトー府中	青崎東 19-34	3.4	廊下・階段等

## 資料－16 救援物資輸送拠点施設

揚倉山健康運動公園 救援物資輸送拠点施設へのアクセスルート（緊急輸送道路から救援物資輸送拠点まで）



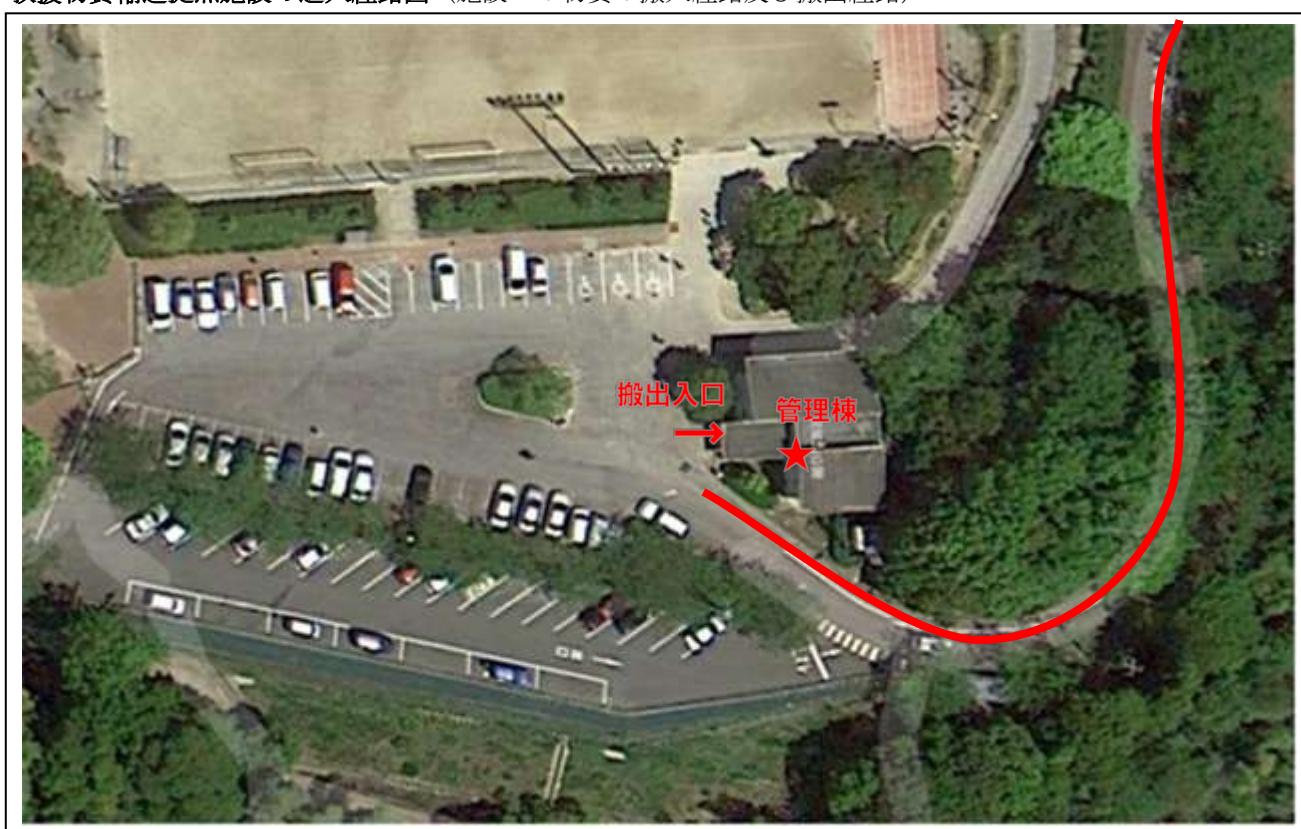
救援物資輸送拠点施設の進入経路図（施設への物資の搬入経路及び搬出経路）



## 空城山公園 救援物資輸送拠点施設へのアクセスルート（緊急輸送道路から救援物資輸送拠点まで）



## 救援物資輸送拠点施設の進入経路図（施設への物資の搬入経路及び搬出経路）



## 資料一 17 災害危険箇所

### 1 法令に規定された区域

#### 急傾斜地崩壊危険区域

危険区域名称	区 域	告 示
正観寺裏地区	府中町茂陰二丁目 786-48(1号)、786-56(2号)、786-1(3~6号)、786-35(7号)、5007-12(8号)、6041-18(9号)、6041-3 地先(10号)、6065 地先(11号)、6066-2 地先(12号)、786-45(13号)	広島県告示第150号 平成2年2月8日
山田一丁目地区	府中町山田一丁目甲 2782(1、2号)、464-2(3号)、府中町宮の町三丁目 2880-1(4号) 府中町山田一丁目 2886(5号)、丁 2782(6号)、乙 2782-4(7号)	広島県告示第809号 平成12年8月28日

### 2 国又は県が一斉点検などにより把握している箇所

#### (1) 土石流危険渓流箇所

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	渓流長(km)	流域面積(km)	流下部平均勾配(度)	人家戸数(戸)	公共施設
1-9-243	太田川	榎川	御衣尾川	みくまり三丁目	1.373	1.92	5.5	75	その他1戸 みくまり病院
1-9-244	太田川	榎川	榎川支川3	桜ヶ丘	0.718	0.27	3	100	
1-9-245	太田川	榎川	榎川支川5	みくまり一丁目	0.508	0.14	5	89	
1-9-246	太田川	榎川	榎川支川6	みくまり一丁目	0.421	0.07	3.5	58	
1-9-247	太田川	榎川	榎川支川10	山田二丁目	0.788	0.35	4.5	81	
1-9-248	太田川	榎川	榎川支川11	山田四丁目	0.972	0.07	5.5	58	県道50m
1-9-249	太田川	榎川	榎川支川12	山田四丁目	1.13	0.14	5	62	県道350m
1-9-250	太田川	榎川	榎川支川13	山田四丁目	0.293	0.01	6.5	0	県道70m
1-9-252	太田川	八幡川	八幡川支川16	八幡三丁目	0.501	0.05	5	398	
1-9-253	太田川	八幡川	八幡川支川18	柳ヶ丘	0.47	0.06	5.5	13	県道330m
1-9-1250	太田川	榎川	榎川支川4	桜ヶ丘	0.151	0.04	4	0	広島市水道局
1-9-1251	太田川	榎川	榎川支川7	みくまり一丁目	0.182	0.01	6	59	
1-9-1252	太田川	榎川	榎川支川8	山田二丁目	0.258	0.01	3.5	48	
1-9-1253	太田川	榎川	榎川支川15	山田四丁目	0.721	0.02	6	31	県道70m
1-9-1254	太田川	榎川	榎川支川16	瀬戸ハイム四丁目	0.933	0.03	7.5	290	
1-9-1255	太田川	榎川	榎川支川17	瀬戸ハイム四丁目	0.794	0.03	7.5	264	
1-9-1256	太田川	榎川	榎川支川19	瀬戸ハイム二丁目	0.111	0.03	5.5	20	
1-9-1257	太田川	八幡川	八幡川支川15	瀬戸ハイム三丁目	0.591	0.02	7.5	465	
1-9-1258	太田川	八幡川	八幡川支川17	八幡四丁目	0.258	0.01	6.5	11	県道200m
1-9-6369	太田川	榎川	榎川支川1	みくまり三丁目	1.17	0.13	5	75	みくまり病院
1-9-6370	太田川	榎川	榎川支川2	みくまり三丁目	0.573	0.33	4.5	71	みくまり病院
1-9-6371	太田川	榎川	榎川支川9	山田二丁目	0.651	0.03	5.5	74	
1-9-6372	太田川	榎川	榎川支川14	山田四丁目	0.94	0.02	7	53	県道60m
1-9-6373	太田川	榎川	榎川支川18	瀬戸ハイム四丁目	0.142	0.02	3.5	28	

## (2) 重要ため池の現況（破堤時被害予想戸数50戸以上）

名称	所在地	用途	規模			破堤時被害 予想戸数(戸)	管理者	備考
			貯水量 (m³)	堤高 (m)	堤長 (m)			
石コロヒ	石コロヒ 75	農水	11,250	16.25	40	1,070	府中町	343020001
水分堰堤	石コロヒ 71	農水・調整	3,200	11.0	40	1,070	府中町	343020002
永田	八幡 4-4235-1	調整	4,400	6.0	60	940	府中町	343020006
牛王田 (上段)	みくまり三丁目 1005	調整	450	3.0	15	750	府中町	343020007
牛王田 (下段)	みくまり三丁目 1004	調整	450	3.0	15	750	府中町	343020008

## (3) 急傾斜地崩壊危険箇所

自然斜面5戸以上		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
661	桜ヶ丘 19	桜ヶ丘 19-24	120	30	15	10
662	山田一丁目 3	山田 1-3-14	60	55	15	5
663	茂陰二丁目 2	茂陰 2-2-8-13	200	45	20	30
664	みくまり一丁目 3	みくまり 1-3-28	200	30	20	18
666	みくまり三丁目 3	みくまり 3-3-1	120	30	20	19
667	瀬戸ハイム四丁目 2	瀬戸ハイム 4-2-4	60	60	20	12
4850	瀬戸ハイム三丁目 4	瀬戸ハイム 3-4-50	100	40	25	10
4851	桜ヶ丘 1	桜ヶ丘 1-2	90	60	10	9
4852	桜ヶ丘 14	桜ヶ丘 1-11	150	55	20	31
4854	清水ヶ丘 4	清水ヶ丘 1-6	175	70	15	13
4855	山田一丁目 2	山田 1-8-2	120	60	20	7
4856	瀬戸ハイム二丁目 8	瀬戸ハイム 2-3-6	120	50	15	25
4857	瀬戸ハイム四丁目 11	瀬戸ハイム 4-6-1	170	45	25	16
4858	柳ヶ丘 1	柳ヶ丘	120	40	17	20
4859	浜田二丁目 16	浜田 2-16-2	50	50	20	19
4860	柳ヶ丘 85	柳ヶ丘 85-25	550	55	10	11
4862	山田二丁目 8	山田 2-8-1	200	50	10	12
6916	みくまり一丁目 7	みくまり 1-7-13	250	50	20	43
6917	桜ヶ丘 16	桜ヶ丘 16-1	230	60	10	19
6918	鹿籠一丁目 15	鹿籠 1-15-24	70	50	10	25
6919	瀬戸ハイム三丁目 6	瀬戸ハイム 3	90	40	12	5
6920	茂陰二丁目 6	茂陰 2	100	75	12	8
6921	浜田二丁目 19	浜田 2-19-16	30	55	20	15
6922	山田二丁目 22	山田 2-22-2-1	110	60	15	5
6923	宮の町三丁目 6	宮の町 3-6-27	70	40	10	5
6924	山田二丁目 17	山田 2-17-2	60	40	10	6
6925	山田四丁目 16	山田 4-16-16	150	40	10	8

付属資料

6926	みくまり三丁目 2	みくまり 3-2-7	110	30	10	5
6927	青崎東 10	青崎東 10-2	100	70	16	17
6998	城ヶ丘 16	城ヶ丘 16-23	160	40	9	20
人工斜面 5 戸以上		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
423	瀬戸ハイム四丁目 5	瀬戸ハイム 4-5-12	40	45	20	6
424	瀬戸ハイム四丁目 1	瀬戸ハイム 4-1-10	50	50	15	6
425	桜ヶ丘 6	桜ヶ丘 6-1	180	45	10	21
426	桜ヶ丘 2	桜ヶ丘 2-1	150	40	10	16
428	宮の町三丁目	宮の町 3-7-18	140	60	10	23
430	桜ヶ丘 12	桜ヶ丘 12-6	130	50	20	23
431	山田四丁目 12	山田 4-12-2	60	40	10	5
876	清水ヶ丘 22	清水ヶ丘 22-15	210	60	14	20
877	桃山二丁目 3	桃山 2-3-5	50	55	20	10
878	宮の町五丁目 3	宮の町 5-3-6	40	70	10	7
879	山田一丁目 7	山田 1-7-38	100	66	10	15
984	桜ヶ丘 10	桜ヶ丘 10-1	100	50	8	13
自然斜面 1 ~ 4 戸		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
409	瀬戸ハイム三丁目 4	瀬戸ハイム 3-4-33	20	30	12	2
6247	雲助裏	堂所 19-1	50	50	20	1
6248	山田二丁目 20	山田 2-20-3	20	35	6	1
6249	みくまり三丁目 8	みくまり 3-8-2	35	60	5	2
6250	みくまり三丁目 1	みくまり 3-1-1	35	30	10	3
人工斜面 1 ~ 4 戸		位置	斜面延長 (m)	傾斜 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)
632	出雲大社裏	堂所 19-1	70	60	10	1

(4) 山地災害危険地区

危険地種別	危険地区番号	位 置	危険地区の面積 (ha)
山腹崩壊	302-1	堂所	0.73
山腹崩壊	302-2	石コロヒ	0.26
山腹崩壊	302-3	桜が丘	0.12
山腹崩壊	302-4	石コロヒ	0.25
山腹崩壊	302-5	花立山	0.50
山腹崩壊	302-6	清水ヶ丘	0.31
山腹崩壊	302-7	清水ヶ丘	0.16
山腹崩壊	302-8	鳥帽子岩	0.37

山腹崩壊	302-9	柳迫山	0.76
山腹崩壊	302-10	山田二丁目	0.11
山腹崩壊	302-11	長尾山	0.33
山腹崩壊	302-12	長尾山	0.10
山腹崩壊	302-13	塚原山	0.09
山腹崩壊	302-14	揚倉山	0.51
山腹崩壊	302-15	宮の町四丁目	0.11
山腹崩壊	302-16	宮の町三丁目	0.33
山腹崩壊	302-17	山田五丁目	0.59
山腹崩壊	302-18	山田五丁目	0.17
山腹崩壊	302-19	瀬戸ハイム四丁目	0.51
山腹崩壊	302-20	瀬戸ハイム四丁目	0.10
山腹崩壊	302-21	瀬戸ハイム三丁目	0.48
山腹崩壊	302-22	茂陰二丁目	0.15
山腹崩壊	302-23	浜田四丁目	0.15
山腹崩壊	302-24	茂陰二丁目	0.17
山腹崩壊	302-25	鹿籠二丁目	0.47
山腹崩壊	302-26	蛇抜山	0.42
山腹崩壊	302-27	鹿籠二丁目	0.43
山腹崩壊	302-28	柳ヶ丘	0.22
山腹崩壊	302-29	柳ヶ丘	0.40
山腹崩壊	302-30	堂所	0.65
崩壊土砂流出	302-1	堂所	0.48
崩壊土砂流出	302-2	堂所	0.20
崩壊土砂流出	302-3	堂所	0.05
崩壊土砂流出	302-4	堂所	0.11
崩壊土砂流出	302-5	堂所	0.05
崩壊土砂流出	302-6	花立山	0.14
崩壊土砂流出	302-7	花立山	1.67
崩壊土砂流出	302-8	花立山	0.11
崩壊土砂流出	302-9	鳥帽子岩	0.18
崩壊土砂流出	302-10	柳迫山	0.33
崩壊土砂流出	302-11	鳥帽子岩	0.15
崩壊土砂流出	302-12	柳迫山	0.41

崩壊土砂流出	302-13	長尾山	0.11
崩壊土砂流出	302-14	小勝負山	0.66
崩壊土砂流出	302-15	山田五丁目	0.12
崩壊土砂流出	302-16	山田四丁目	0.10
崩壊土砂流出	302-17	山田四丁目	0.91
崩壊土砂流出	302-18	揚倉	0.24
崩壊土砂流出	302-19	山田五丁目	0.24
崩壊土砂流出	302-20	蛇抜山	0.21
崩壊土砂流出	302-21	蛇抜山	0.56
崩壊土砂流出	302-22	蛇抜山	0.21
崩壊土砂流出	302-23	蛇抜山	0.96
崩壊土砂流出	302-24	蛇抜山	0.83
崩壊土砂流出	302-25	蛇抜山	1.75
崩壊土砂流出	302-26	蛇抜山	0.22

## (5) 砂防指定地

番号	水系名 幹川名	渓流名	指定地の範囲	指定年月日 告示番号	延長 (m)	面積 (ha)
1	太田川 水系 榎川	御衣尾川	安芸郡府中町字花立山 139 の 1 同町字石コロヒ山 71~76、78~84、93、94 合併、95、116~121、 122 の 2、123~130 同町字堂所 13~15、18、20~48、49 の 1、49 の 2、50~63、65、 66~70 同町字鍋谷山 1310 の 1、1310 の 2	T 8. 2. 5 内告 7	2,200	246.00
2	太田川 水系 榎川	御衣尾川	安芸郡府中町堂所 10、17、19 の 1、19 の 2、10 番地地先より 17 番 地地先に至る府中大川支川御衣尾川の河川敷地。	S 4. 7. 25 内告 247	200	4.00
3	太田川 水系 八幡川	上八幡川	安芸郡府中町字八幡 4041 番地の上流筆境を対岸に延長した線から 同町字山越 3747 番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の 上八幡川の川の中心から左右各岸 30 メートルまでの区域及び同番 地の下流筆境を対岸に延長した線から八幡川合流点に達するまで の区間の上八幡川の川の中心から左右各岸 5 メートルまでの区域。	S 46. 12. 6 建告 1948	1,250	26.51
4	太田川 水系 榎川	榎川支川 19 左支溪	安芸郡府中町瀬戸ハイム三丁目 3996 番 1 地内三級基準点 3-1 を基 準点とし、次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 8 号までを順次結 んだ線及び標柱 1 号と 8 号を結んだ線に囲まれた土地の区域。 安芸郡府中町字蛇抜山 617 番 2 2 号及び 4 号 620 番 1 号、3 号及び 6 号から 8 号まで 633 番 2 5 号	R 4. 5. 13 国告 544	150	0.6983

## 3 土砂災害防止法に基づく指定区域

## (1) 土石流

番号	学校区	区域名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	府中北小学校区	榎川支川 3(244-1)	桜ヶ丘	○	○
		榎川支川 3(244-2)	桜ヶ丘		
2	府中北小学校区	榎川支川 5(245-1)	みくまり一丁目	○	○
		榎川支川 5(245-2)	みくまり一丁目		
3	府中北小学校区	榎川支川 6(246)	みくまり一丁目	○	○
4	府中北小学校区	榎川支川 4(1250a)	桜ヶ丘	○	○
5	府中北小学校区	榎川支川 4(1250b)	桜ヶ丘	○	○
6	府中北小学校区	榎川支川 7(1251)	みくまり一丁目	○	○
7	府中北小学校区	榎川支川 1(6369a)	みくまり三丁目	○	○
8	府中北小学校区	榎川支川 1(6369b)	みくまり三丁目	○	○
9	府中北小学校区	榎川支川 2(6370)	みくまり三丁目	○	○
10	府中東小学校区	榎川支川(247)	山田二丁目	○	○
11	府中東小学校区	榎川支川(249-1)	山田四丁目	○	○
		榎川支川(249-2)	山田四丁目		
12	府中東小学校区	榎川支川(250)	山田四丁目	○	○
13	府中東小学校区	榎川支川(6372)	山田四丁目	○	○
14	府中東小学校区	榎川支川(6372 隣)	山田四丁目	○	
15	府中東小学校区	榎川支川(1253)	山田四丁目	○	
16	府中東小学校区	榎川支川(1254)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
17	府中東小学校区	榎川支川(1255a)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
18	府中東小学校区	榎川支川(1255b)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
19	府中東小学校区	榎川支川(6373)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
20	府中東小学校区	榎川支川(1256)	瀬戸ハイム二丁目	○	○
21	府中東小学校区	八幡川支川(1257)	瀬戸ハイム三丁目	○	○
22	府中中央小学校区	八幡川支川(252)	八幡三丁目	○	○
23	府中中央小学校区	八幡川支川(1258)	八幡四丁目	○	
24	府中中央小学校区	八幡川支川(253)	八幡四丁目 広島市安芸区船越二丁目	○	○
25	府中東小学校区	榎川支川 (1256 隣)	瀬戸ハイム三丁目	○	○

## (2) 急傾斜地の崩壊

番号	学校区	区域名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
1	府中北小学校区	温品町 202 (25)	広島市東区温品町 みくまり三丁目	○	○
2	府中北小学校区	桜ヶ丘 (6917)	桜ヶ丘	○	○
3	府中北小学校区	みくまり三丁目 (666)	みくまり三丁目	○	○

## 付属資料

4	府中北小学校区	みくまり三丁目 (666-1)	みくまり三丁目	○	○
5	府中北小学校区	清水ヶ丘 (664)	清水ヶ丘	○	○
6	府中北小学校区	清水ヶ丘 (4854-1)	清水ヶ丘	○	○
7	府中北小学校区	石井城 (4854-2)	石井城二丁目	○	○
8	府中北小学校区	温品町 (4861)	広島市東区温品町 城ヶ丘	○	○
9	府中北小学校区	みくまり一丁目 7 (6916)	みくまり一丁目	○	○
10	府中北小学校区	桜ヶ丘 (425)	桜ヶ丘	○	○
11	府中北小学校区	清水ヶ丘 9 (876-1)	清水ヶ丘	○	/
12	府中北小学校区	清水ヶ丘 1 (876-2)	清水ヶ丘	○	○
13	府中北小学校区	堂所 (6247)	堂所	○	○
14	府中北小学校区	石コロヒ (6247-1)	府中町	○	○
15	府中北小学校区	石コロヒ (6247-2)	府中町	○	○
16	府中北小学校区	みくまり三丁目 (6250)	みくまり三丁目	○	○
17	府中北小学校区	みくまり三丁目 1 (6250-1)	みくまり三丁目	○	○
18	府中東小学校区	山田一丁目 2(4855)	山田一丁目	○	○
19	府中東小学校区	山田一丁目 7(879-1)	宮の町四丁目	○	○
20	府中東小学校区	山田二丁目 8(4862)	山田二丁目	○	○
21	府中東小学校区	山田二丁目 22(6922)	山田二丁目	○	○
22	府中東小学校区	山田四丁目 16(6925)	山田四丁目	○	○
23	府中東小学校区	山田二丁目 17 (542-1)	山田四丁目	○	○
24	府中東小学校区	山田四丁目(544)	山田四丁目	○	○
25	府中東小学校区	出雲大社裏(632)	堂所	○	○
26	府中東小学校区	瀬戸ハイム二丁目 8(4856-1)	山田五丁目	○	○
27	府中東小学校区	瀬戸ハイム四丁目 11(4857)	瀬戸ハイム四丁目	○	○
28	府中東小学校区	瀬戸ハイム三丁目 6(6919)	瀬戸ハイム三丁目	○	○
29	府中東小学校区	瀬戸ハイム三丁目 6(6919-1)	瀬戸ハイム三丁目	○	/
30	府中東小学校区	宮の町五丁目 3(878)	宮の町五丁目	○	○
31	府中東小学校区	宮の町五丁目 3 (878-1)	瀬戸ハイム三丁目	○	○
32	府中東小学校区	瀬戸ハイム四丁目 11 (4857-1)	山田五丁目	○	○
33	府中東小学校区	山田四丁目 (544-1)	山田五丁目	○	○
34	府中小学校区	宮の町三丁目 (428)	宮の町三丁目	○	○
35	府中中央小学校区	茂陰二丁目 2(663)	茂陰二丁目	○	○
36	府中中央小学校区	茂陰二丁目 6(6920-1)	浜田一丁目	○	/
37	府中中央小学校区	茂陰二丁目 6(6920-2)	緑ヶ丘	○	/
38	府中中央小学校区	浜田二丁目 16(4859)	浜田二丁目	○	○
39	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1(4858)	柳ヶ丘	○	○
40	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1(4858-1)	八幡一丁目	○	○
41	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1(4858-2)	八幡一丁目	○	○

付属資料

42	府中中央小学校区	柳ヶ丘 1(4858-3)	八幡四丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
43	府中中央小学校区	八幡四丁目 12(547-1)	八幡三丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
44	府中中央小学校区	八幡四丁目 12(547)	八幡四丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
45	府中南小学校区	鹿籠一丁目 15 (6918)	鹿籠一丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
46	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546)	鹿籠二丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
47	府中南小学校区	鹿籠一丁目 15 (6918-1)	千代	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
48	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546-1)	柳ヶ丘	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
49	府中南小学校区	桃山二丁目 3 (877)	桃山二丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
50	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546-2)	柳ヶ丘	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
51	府中南小学校区	青崎東 10 (6927-1)	青崎東	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
52	府中南小学校区	柳ヶ丘 85 (4860)	柳ヶ丘 広島市安芸区船越一丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
53	府中南小学校区	柳ヶ丘 85 (4860-1)	柳ヶ丘	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
54	府中南小学校区	青崎東 10 (6927-2)	青崎東	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
55	府中南小学校区	青崎東 10 (6927-3)	青崎東	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
56	府中南小学校区	鹿籠一丁目 15 (6918-2)	鹿籠一丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
57	府中南小学校区	鹿籠二丁目 (546-3)	鹿籠二丁目	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

4 町が災害の危険があるとして、把握している急傾斜地崩落危険箇所

地 区 名	区 分	災害発生時被害予想	
		戸数 (人數)	公共施設
該当箇所なし			

## 資料－18 災害危険区域に所在する要配慮者利用施設

要配慮者利用施設一覧

番号	施設名称	住所	施設区分	対象災害（該当に○印）		
				土砂	洪水	津波
1	府中小学校	本町 2-15-2	学校		○	
2	府中南小学校	柳ヶ丘 51-25	学校	○		
3	府中中央小学校	浜田 2-6-1	学校	○	○	
4	府中北小学校	清水ヶ丘 23-1	学校	○		
5	府中中学校	宮の町 5-4-28	学校	○		
6	府中緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘 3-18	学校	○		
7	安芸府中高等学校	山田 5-1-1	学校	○		
8	りゅうせん幼稚園	山田 1-2-53	幼稚園	○	○	
9	府中ひかり幼稚園	鶴江 1-13-25	幼稚園		○	
10	桃山幼稚園	青崎中 25-1	幼稚園		○	○
11	府中南幼稚園	鹿籠 2-13-5	幼稚園		○	
12	こばと幼稚園	茂陰 1-2-10	幼稚園		○	
13	府中みくまり病院	みくまり 3-1-11	病院	○		
14	マツダ病院	青崎南 2-15	病院		○	○
15	藤東クリニック	茂陰 1-1-1	診療所		○	
16	府中小学校区放課後児童クラブ	本町 2-15-2	放課後児童クラブ		○	
17	府中中央小学校区放課後児童クラブ	浜田 2-6-1	放課後児童クラブ	○		
18	児童センターハッピーズ	本町 5-3-8 2F	児童福祉施設		○	
19	児童センターバンビーズ	鹿籠 1-21-3 2F	児童福祉施設		○	
20	第二府中ひかり保育園	本町 1-14-12	保育所		○	○
21	府中ひかり保育園	本町 2-16-19	保育所		○	
22	こんごう保育園	浜田 2-2-6	保育所		○	
23	ピッコロゴード保育園	浜田本町 7-13	保育所		○	
24	若竹保育園	鹿籠 1-20-33	保育所		○	

## 付属資料

25	こんごうさくら保育園	茂陰 2-2-21	保育所		○	○
26	アーブル KIDS	青崎中 24-23-201	小規模保育施設		○	○
27	みなみの風保育園	鹿籠 2-13-8	小規模保育施設		○	
28	あきさぼ保育園	大須 3-8-28	認可外保育施設		○	○
29	たからの保育園	大須 4-1-58-104	認可外保育施設		○	○
30	マツダ病院にこにこキッズ園	青崎南 2-15	事業所内保育施設		○	○
31	病児保育室ダンボ	青崎中 24-26	病児保育施設		○	○
32	児童発達支援・放課後等デイサービス YELL	山田 2-2-15	障害者施設等		○	
33	共同生活援助・ハンズ	山田 3-4-1 アコレ府中B棟7号室	障害者施設等	○		
34	児童デイサービス クローバー みやのまち	宮の町 2-15-24	障害者施設等		○	
35	kids space リフライズ府中本町	本町 2-16-38	障害者施設等		○	
36	放課後等デイサービスきずなクラブ府中	本町 3-1-7 コー・ポラス司 102	障害者施設等		○	
37	WIND えのみや	本町 3-11-9	障害者施設等		○	
38	児童デイサービスりらっくす府中	本町 4-3-12	障害者施設等		○	
39	Casa Viva	本町 4-7-1-301	障害者施設等		○	
40	ゆめラボ府中教室	本町 5-1-6	障害者施設等		○	
41	Casa Clara	本町 5-11-8	障害者施設等		○	
42	児童デイサービス クローバー	鶴江 2-14-20-102	障害者施設等		○	
43	児童発達支援・放課後等デイサービス 獅子舞	鶴江 2-20-5-201	障害者施設等		○	
44	児童発達支援きずなクラブきっず	大須 1-17-12-102	障害者施設等		○	○
45	デジタルアートセンター	大須 1-17-14 シバタビル 1F	障害者施設等		○	○
46	kids space リフライズ府中大須	大須 3-7-14 フジミビル広島府中 2F	障害者施設等		○	○
47	デジタルアートセンタープラス	大通 1-1-36	障害者施設等		○	
48	ほーぷデイサービスセンター・キララ	大通 2-1-4 2F	障害者施設等		○	
49	府中町生活介護事業所ふれあい	浜田本町 5-25	障害者施設等		○	
50	kids space リフライズ	桃山 1-9-12-103	障害者施設等		○	○
51	すみっこテラス	茂陰 1-8-7	障害者施設等		○	

## 付属資料

52	デイサービス ビューティフルライフ	山田 2-2-15	障害者施設等		○	
53	デイサービストパーズ安芸府中	宮の町 4-17-19 1F	介護施設等		○	
54	小規模多機能ホームなだの郷府中	本町 2-1-9	介護施設等		○	
55	デイサービスセンターとまりぎ	本町 4-11-2	介護施設等		○	
56	アヴィラージュ広島府中	鶴江 2-2-6	介護施設等		○	
57	府中みどり園	浜田 1-6-7	介護施設等		○	
58	小規模多機能ホーム府中みどり園	浜田 2-3-25	介護施設等		○	
59	デイサービスセンターみのり府中	浜田 2-25-17	介護施設等	○		
60	グループホームふれあい大須	大須 4-5-6	介護施設等		○	○
61	デイサービスふれあい大須	大須 4-5-25	介護施設等		○	○
62	リハビリデイサービス笑う門	大通 1-1-25	介護施設等		○	
63	太田整形外科（通所リハビリ）	大通 2-10-8	介護施設等		○	
64	府中町デイサービスセンターふれあい	浜田本町 5-25	介護施設等		○	
65	カープヒルズ広島府中	茂陰 1-10-21	介護施設等		○	
66	デイサービスカープ広島府中	茂陰 1-10-21	介護施設等		○	
67	府中福寿苑	茂陰 2-6-2	介護施設等	○	○	

## 資料一 19 災害記録

府中町の過去の災害記録

年月日		災害の概要	摘要
明治 22 年	7 月	台風、洪水 修築を要する被害箇所は 100 余箇所	復旧費総額 4,464 円 72 銭
明治 28 年	7 月 24 日	台風、小被害	
明治 29 年	8 月 18 日	台風、府中村外 4 カ村県へ補助金申請	
明治 33 年	8 月 19 日	台風、小被害	
明治 37 年	4 月 26 日	台風、砂崎川堤防（宇陽屋八幡通）決壊、下神道路及び八幡道破損	
明治 38 年	8 月 7 日	大雨、大洪水 死者 2 人 家屋流失 15 戸 榎木川ほか数カ所の堤防決壊し、道路・橋梁の破損 流失数 10 カ所	総降雨量 119.1 mm 1 時間最大雨量 73.0 mm 被害総額 3,000 円
明治 40 年	7 月	大雨、小被害	
明治 41 年	8 月	台風、小被害	
明治 42 年	9 月	台風、小被害	
明治 43 年	9 月 6 日 より数日	台風、大川のうち経免・辻の治水堤防が破壊または 土砂流失	修理費 135 円 60 銭計上
明治 44 年		大雨、榎川・青崎堤防破損	
明治 45 年	9 月	台風、堤防延間数 25 間、道路 105 間の被害	
大正 3 年		台風、本灘堤防決壊、青崎、出汐堤防決壊	復旧費 335 円 (県被害) 6 月 3 日 8 月 25 日～26 日 9 月 14 日 9 月 30 日
大正 11 年	7 月 3 日 ～5 日	大雨、鶴江、相安、経免橋流失	(県下大雨) 7 月 3 日～5 日 総降雨量 151.2 mm 1 時間雨量 29.3 mm
大正 12 年	6 月 20 日 ～22 日	大雨、溜池決壊 4 カ所、堤防決壊 3 カ所、収穫皆無 地 6 町 4 反	(県下) 6 月 22 日 総降雨量 289.4 mm 1 時間最大雨量 19.8 mm
大正 15 年	9 月 11 日	大雨 死亡者 3 名、負傷者 3 名、家屋全流出 10 戸、全潰 10 戸、全埋没 49 戸、半埋没 42 戸、床上土砂流入 29 戸、水稻減収、収穫皆無 490 反、5 割以上減少ものの 560 反、橋梁の流失したもの土橋、榎川橋をはじめとして 20	総降雨量 357.7 mm 1 時間最大雨量 79.2 mm
昭和 3 年	6 月 24 日	大雨、榎川筋堤防 200 間破損	(県下被害) 6 月 24 日 総降雨量 114.0 mm 1 時間最大雨量 25.0 mm
昭和 5 年	8 月 12 日 ～13 日	台風、流失家屋 1 戸、堤防決壊 11 カ所、道路流失及び破損 14 カ所、田畠宅地流失埋没 14 町、浸水 128 町、山崩れ 9 カ所	総降雨量 223.3 mm 1 時間最大雨量 53.5 mm
昭和 17 年	6 月 24 日	台風、茂陰、外新開堤防破壊	総降雨量 46.1 mm 1 時間最大雨量 45.3 mm
昭和 20 年	9 月 17 日	台風（枕崎台風）床上浸水 4 戸、堤防決壊 1 箇所、流出田 5,969 冠水田 19,835	総降雨量 197.1 mm 1 時間最大雨量 57.1 mm

昭和 25 年	9 月 7 日	台風（ジェーン台風）道路、堤防橋梁等損壊 18 個所	総降雨量 139.6 mm 1 時間最大雨量 70.4 mm
昭和 29 年	9 月 26 日	台風（台風 15 号）	総降雨量 100.1 mm 1 時間最大雨量 16.2 mm
昭和 32 年	7 月 1 日 ～5 日	大雨、冠水田 50 町歩、床下浸水 250 戸、崖くずれ 2 個所	総降雨量 251.7 mm 1 時間最大雨量 26.4 mm
昭和 36 年	7 月	大雨 床下浸水 135 戸、土砂流出 1 箇所	
昭和 40 年	7 月 18 日 ～21 日	大雨 全壊家屋 4 戸、半壊家屋 2 戸、床上浸水 107 戸、床下浸水 99 戸、堤防・道路・橋梁・崖くずれ等 66 箇所	被害総額 3,400 万円 町の施設災害復旧工事 55 件 27,621 千円 総降雨量 290.3 mm 1 時間最大雨量 34.6 mm
	7 月 23 日	大雨 一部損壊家屋 1 戸、床上浸水 20 戸、床下浸水 892 戸、田畠の冠水 31ha、堤防、農道の損壊 4 箇所	被害総額 205 千円 総降雨量 118.2 mm 1 時間最大雨量 34.6 mm
昭和 41 年	9 月 16 日 ～19 日 9 月 23 日 ～25 日	大雨、水路・農道等崩壊等	施設災害復旧工事 5 件 1,934 千円 総降雨量 319.2 mm 1 時間最大雨量 15.4 mm
昭和 42 年	7 月 8 日 ～9 日	大雨、山くずれ、道路等崩壊	災害復旧工事 13 件 1,834 千円 総降雨量 195.9 mm 1 時間最大雨量 27.4 mm
昭和 44 年	6 月 30 日 ～ 7 月 1 日	大雨 道路河川一部崩壊等	災害復旧工事 26 件 3,826 千円 総降雨量 218.5 mm 1 時間最大雨量 21.5 mm
	7 月 7 日 ～8 日	大雨 崖くずれ、土砂くずれ	
昭和 45 年	8 月 15 日	台風 道路、水路等の崩壊、井手の土砂くずれ等	災害復旧工事 13 件 2,438 千円 総降雨量 103.5 mm 1 時間最大雨量 21.0 mm
昭和 46 年	7 月 22 日 ～23 日	大雨 崖くずれ（朝泊）	災害復旧工事 14 件 4,474 千円 総降雨量 82.5 mm 1 時間最大雨量 18.0 mm
	8 月 5 日	台風 林道一部崩壊等	総降雨量 66.5 mm 1 時間最大雨量 14.0 mm
昭和 47 年	6 月 10 日 ～14 日	大雨 受田川法面くずれ、床下浸水（220 戸）等	災害復旧工事 14 件 9,162 千円 総降雨量 227.5 mm 1 時間最大雨量 30.0 mm
	7 月 10 日 ～13 日	大雨 山くずれ等（桃山、青崎東）他	総降雨量 205.5 mm 1 時間最大雨量 19.0 mm
	8 月 20 日 ～21 日	大雨 崖くずれ（千代東）	総降雨量 161.0 mm 1 時間最大雨量 21.0 mm
昭和 48 年	9 月 13 日	大雨 林道、水路一部崩壊	災害復旧工事 2 件 1,500 千円 総降雨量 90.5 mm 1 時間最大雨量 21.0 mm
昭和 49 年	6 月 4 日	大雨 八幡川溢水床下浸水（111 戸八幡他） 道路冠水（向洋駅前、茂陰、浜田地区）	災害復旧工事 10 件 2,723 千円 総降雨量 73.5 mm 1 時間最大雨量 24.0 mm
	7 月 15 日 ～18 日	大雨 床下浸水（160 戸青崎他）、路肩崩れ等	総降雨量 184.5 mm 1 時間最大雨量 23.0 mm

昭和 50 年	8 月 17 日	大雨 床下浸水（125 戸、鹿籠中他） 茶臼林道一部崩壊	災害復旧工事 1 件 1,800 千円 総降雨量 97.0 mm 1 時間最大雨量 37.0 mm
昭和 51 年	9 月 8 日 ～13 日	台風（17 号） 床下浸水（10 戸）、崖くずれ、倒木等	総降雨量 224.5 mm 1 時間最大雨量 17.5 mm
昭和 52 年	4 月 15 日	大雨 床下浸水（221 戸）	総降雨量 49.0 mm 1 時間最大雨量 23.0 mm
昭和 54 年	6 月 26 日 ～7 月 2 日	大雨 山くずれ、道路破損、床上浸水等 47 箇所	災害復旧工事 10 件 26,930 千円 総降雨量 423.0 mm 1 時間最大雨量 27.0 mm
	9 月 7 日	大雨 山崩れ、床下浸水（11 戸）	総降雨量 49.0 mm 1 時間最大雨量 26.0 mm
昭和 55 年	8 月 22 日 ～23 日	大雨 八幡川溢水床下浸水（142 戸） 林道崩壊、道路里道陥没 山崩れ等 17 箇所	災害復旧工事 13 件 18,759 千円 総降雨量 91.5 mm 1 時間最大雨量 23.0 mm
	8 月 30 日 ～31 日	大雨 床下浸水（656 戸） 林道法面崩れ・道路里道石積崩壊・山崩れ 17 箇所	総降雨量 116.5 mm 1 時間最大雨量 170 mm
昭和 57 年	8 月 25 日	大雨 家屋一部損壊（1 戸） 床上・床下浸水（656 戸） 河川一部崩壊（10 箇所） 道路一部損壊（7 箇所） 林道一部損壊（18 箇所）	災害復旧工事 57,607 千円 総降雨量 214.5 mm 1 時間最大雨量 49.5 mm
昭和 58 年	8 月 25 日	大雨 床下浸水（16 戸）	総降雨量 58.0 mm 1 時間最大雨量 19.0 mm
	9 月 27 日 ～28 日	大雨 床下浸水（96 戸） 河川一部損壊（2 箇所） 土砂崩れ（8 箇所）	災害復旧工事 607 千円 総降雨量 211.0 mm 1 時間最大雨量 25.0 mm
昭和 59 年	6 月 24 日 ～7 月 3 日	大雨 崖崩れ（3 箇所）、河川一部損壊（2 箇所） 林道一部損壊	
	8 月 12 日 ～14 日	山林火災 鍋谷山山林（民有林） 焼失面積 18ha	損害額 1,500 万円 負傷者 3 名 災害対策本部設置 8 月 12 日 13:40
昭和 60 年	6 月 24 日 ～7 月 1 日	大雨 床下浸水（44 戸） 河川一部損壊（4 箇所） 道路一部損壊（6 箇所） 土砂崩れ（33 箇所） その他（8 箇所）	災害復旧工事 18,301 千円 1 時間最大雨量 25.5 mm
昭和 62 年	7 月 2 日 ～3 日	大雨 床下浸水（11 戸）	総降雨量 605.0 mm 1 時間最大雨量 30.0 mm
	7 月 14 日	大雨 床下浸水（69 戸）	総降雨量 79.0 mm 1 時間最大雨量 39.0 mm
	8 月 13 日	大雨 床下浸水（87 戸）、床上浸水（1 戸）	1 時間最大雨量 49.0 mm
平成元年	7 月 12 日 ～13 日	大雨 林道一部路肩崩壊 道路一部損壊 床下浸水（17 戸）	災害復旧工事 9,026 千円 総降雨量 99.0 mm 1 時間最大雨量 24.5 mm
	11 月 8 日	大雨 床下浸水（117 戸） 床上浸水（1 戸）	降雨量 70.5 mm 1 時間最大雨量 27.0 mm
平成 2 年	8 月 22 日	大雨 床下浸水（2 戸）	総降雨量 87.5 mm 1 時間最大雨量 29.0 mm
	6 月 13 日 ～14 日	大雨 床下浸水（18 戸）	総降雨量 92.0 mm 1 時間最大雨量 34.0 mm
	7 月 4 日 ～5 日	大雨 床下浸水（2 戸）	総降雨量 150.0 mm 1 時間最大雨量 31.0 mm

平成 3 年	9 月 27 日	台風（19 号）床下浸水（15 戸） 公共施設損傷 負傷者（3 人）	最大瞬間風速 58.9m/s 被害総額 36,908 千円 総雨量 4.5 mm
平成 5 年	9 月 2 日 ～4 日	台風（13 号）	災害（警戒）本部設置 避難所開設（避難者 26 名） 災害復旧工事 13 件 16,790 千円 総降雨量 78.0 mm
平成 16 年	9 月 7 日	台風（18 号） 強風 半壊（4 件） 一部損壊（162 件） 公共施設損傷	災害対策本部設置 自主避難 2 世帯 5 人 最大瞬間風速 60.2m/s 被害総額 20,677 千円 総雨量 39.0 mm
	9 月 29 日	台風（21 号） 負傷者（1 人） 一部損壊（1 件）	災害（警戒）本部設置 総雨量 56.0 mm
	10 月 29 日	台風（23 号） 土砂崩れ（1 箇所）	災害（警戒）本部設置 被害総額 124 千円 総雨量 59.0 mm
平成 30 年	7 月 6 日 ～7 日 ・10 日	平成 30 年 7 月豪雨及び平成 30 年 7 月豪雨に伴う 榎川越水 軽傷者（2 人） 土砂災害（27 箇所）、浸水害（榎川） 住家等被害（135 件）企業・店舗等の被害（6 件） 公共施設損傷	災害（非常）本部設置 総雨量 431.0 mm 1 時間最大雨量 65.0 mm 避難者累計 2,258 人

## 資料－20 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

### 1 広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震

広島県内に被害を及ぼした近年の歴史地震を表1に示す。

なお、主な歴史地震を発生メカニズムによって分類すると表2のとおりである。

表1－広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要
慶安2年 (1649年) 3月17日	芸予地震	7.4± 0.25	広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。
貞享2年 (1686年) 1月4日	芸予地震	7.0～ 7.4	広島城廻その他少しづつ破損したが大破ではなく、広島県中西部199ヶ村で被害。合計で家損147軒、蔵損39軒、社3、寺5、土手4,734間、石垣損857.5間、田畠損1.19町、死2、死牛馬3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で屏われ瓦落ちる。
宝永4年 (1707年) 10月28日	宝永地震	8.4	全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋78、半潰68）。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日	安政南海地震	8.4	前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺(0.5m)であった。
嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月26日	伊予西部	7.3～ 7.5	安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。
安政4年 (1857年) 10月12日	芸予地震	7.25± 0.5	三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。
明治5年 (1872年) 3月14日	浜田地震	7.1± 0.2	中野村（北広島町）で亀裂（延長500m）を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。
明治38年 (1905年) 6月2日	芸予地震	6.7	沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島停車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。

※寛永7年11月27日 安政に改元

発生年	地震名	マグニチュード	被害の概要								
			被害総括								
			郡市	死	傷	全潰	半潰	破損	煙突 損壊		
			広島市	4	70	36	20	25	25		
			呉市	6	86	5 (51)	25 (57)	(5, 957)			
			安芸郡	1	1	1	1				
			賀茂郡		2	5		14	1		
			佐伯郡			2	1				
			安佐郡		1	7		1			
			計	11	160	56	47	40	26		
出典：地震予防調査会報告、1905、No. 53 ( )内は、中央気象台の記録											
昭和 21 年 (1946 年) 12 月 21 日	南海地震	8.0	全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2								
昭和 24 年 (1949 年) 7 月 12 日	安芸灘	6.2	呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。								
平成 11 年 (1999 年) 7 月 6 日	広島県 南東部	4.5	負傷者 1 (震度 4) 物的被害なし [広島県調べ]								
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日	鳥取県 西部地震	7.3	震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18,544 棟等の被害。また、延べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害 [内閣府 (2003) ]。 広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。 [広島県調べ]								
平成 13 年 (2001 年) 3 月 24 日	芸予地震	6.7	広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。 [広島県調べ]								
平成 18 年 (2006 年) 6 月 12 日	伊予灘	4.7	負傷者 4 (重傷 1、軽傷 3)、住家一部損壊 2 棟 [広島県調べ]								
平成 23 年 (2011 年) 11 月 21 日	広島県 北部	5.4	負傷者 2 (震度 5 弱) [広島県調べ]								
平成 26 年 (2014 年) 3 月 14 日	伊予灘	6.2	負傷者 1 (震度 5 弱)、住家一部損壊 32 棟、非住家 6 棟								

## 【出 典】

※ 広島県調べ、内閣府 (2003) 以外は、宇佐美龍夫 (1987) から抜粋

(内閣府 (2003) : 平成 12 年 (2000) 鳥取県西部地震について)

なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している

表2－発生メカニズムによる地震の分類

地震のタイプ	本県に被害を及ぼした主な地震	地震の発生周期
<プレート内（スラブ内）地震> 沈み込むフィリピン海プレート内の地震 (やや深い地震)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 13 年(2001 年)芸予地震</li> <li>・昭和 24 年(1949 年)安芸灘</li> <li>・明治 38 年(1905 年)芸予地震</li> <li>・慶安 2 年(1649 年) 芸予地震</li> <li>・貞享 2 年(1686 年) 芸予地震</li> <li>・安政 4 年(1857 年) 芸予地震</li> </ul>	約 50～100 年間隔で発生
<プレート間（海溝型）地震> フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 21 年(1946 年)南海地震</li> <li>・安政 1 年(1854 年)安政南海地震</li> <li>・宝永 4 年(1707 年)宝永地震</li> </ul>	約 100～150 年間隔で発生
<地殻内（活断層型）地震> 陸域の浅い地震 (深さ約 20km 以浅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震</li> <li>・平成 7 年(1995 年)兵庫県南部地震</li> <li>・明治 5 年(1872 年)浜田地震</li> </ul>	千年～数万年間隔で発生

## 2 広島県周辺における既往地震・津波

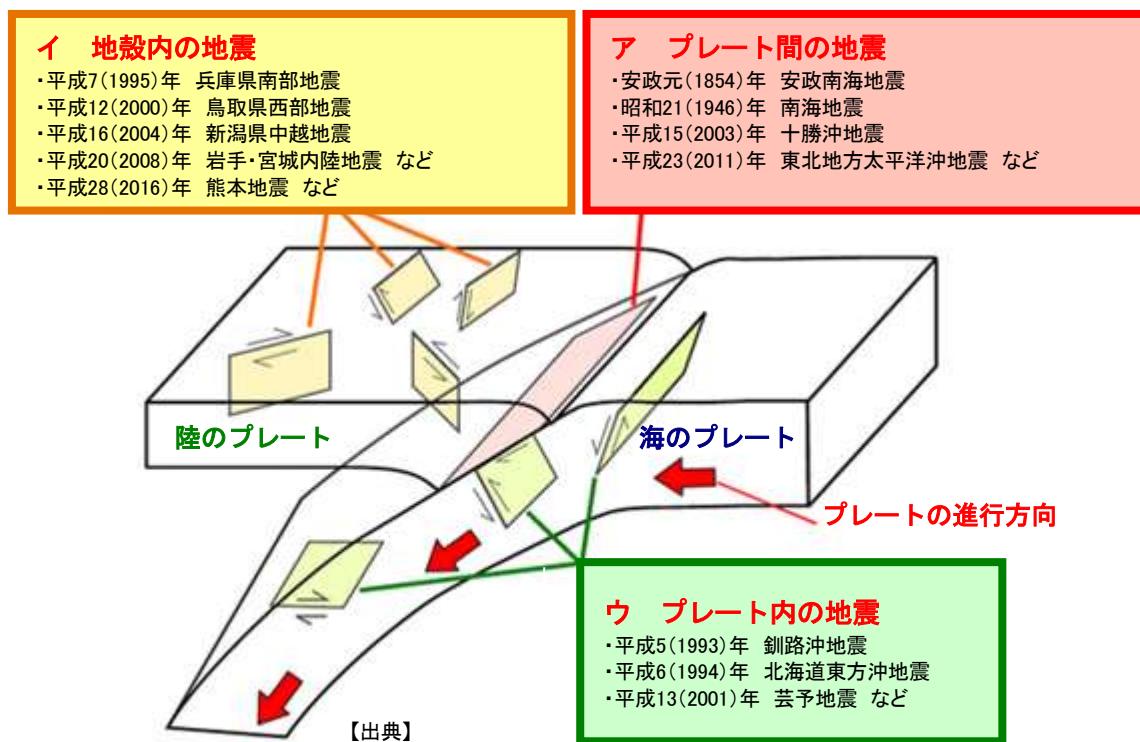
南海トラフでは津波を伴った地震が 1605 年慶長地震をはじめ、1707 年宝永地震、1854 年安政南海地震、1946 年昭和南海地震等、100～150 年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010 年（平成 22 年）2 月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で 0.1m、2011 年（平成 23 年）3 月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で 0.2m・呉で 0.3m の津波高さを観測している。

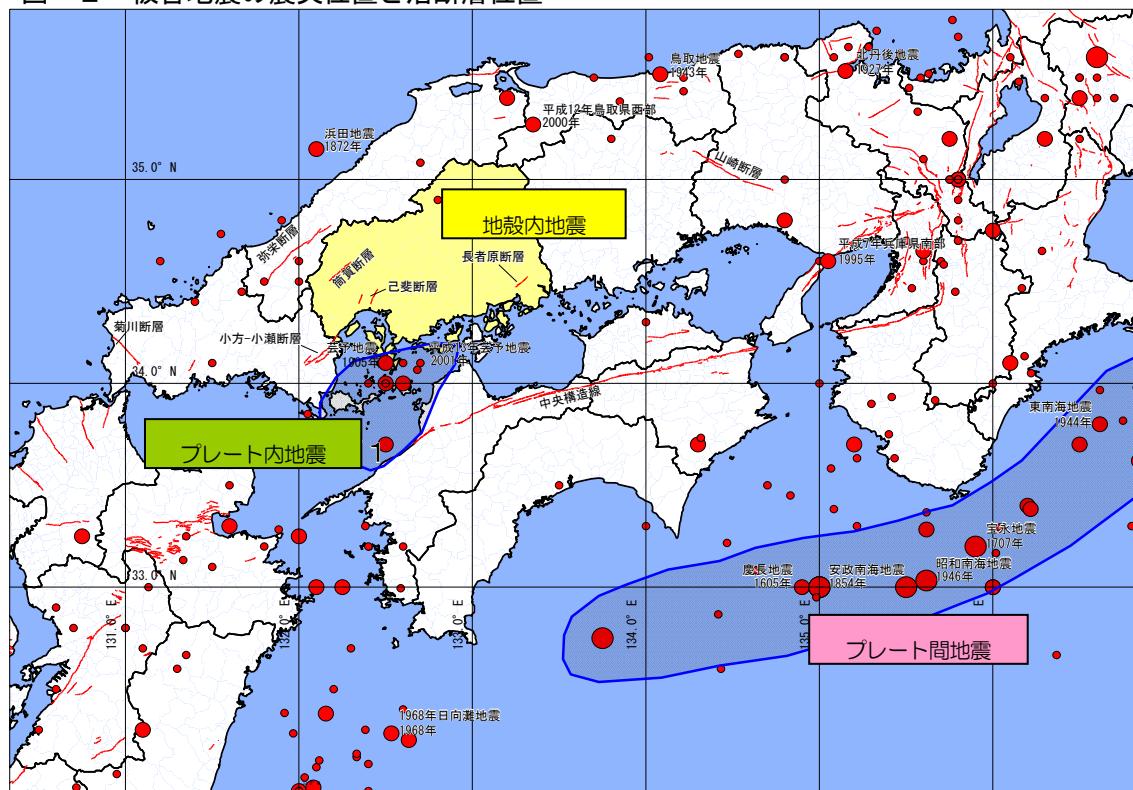
図一 1 地震の発生メカニズム

付属資料



気象庁（2013）：地震発生の仕組み、気象庁ホームページの図を一部改変

図二 被害地震の震央位置と活断層位置



## 出典

- 1) 気象庁：「改訂 日本付近の主要地震の表(1926～1960)」  
地震月報別冊No. 6, 1982
- 2) 地震学会：「地震」
- 3) 防災科学研究所：K-net
- 4) 宇佐美龍夫：「新編日本被害地震総覧」東京大学出版会
- 5) 中田高・今泉俊文 編, 2002, 「活断層詳細デジタルマップ」  
東京大学出版会の「活断層シェイプファイル」を用いた。  
(製品シリアル番号: DAFM1101)
- 6) 活断層研究会 (1991) : 新編日本の活断層, 東京大学出版会

震央位置  
M6以上

- $M \geq 8.0$
- $7.0 \leq M < 8.0$
- $6.0 \leq M < 7.0$

## 資料－21 被害想定

### 第1項 地震被害想定

#### 1 地震被害想定調査

県は、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。

#### 2 調査

##### （1）想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

ア 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1及び図－2参照）

過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次の①、②、③を基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

イ どこでも起こりうる直下の地震（図－3参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行う上での基礎資料として役立てる目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参考】

■選定した想定地震

想定地震	選定基準※			想定対象		参考
	①	②	③	地震	津波	
<b>1 プレート間の地震</b> 南海トラフ巨大地震						広島県に被害を及ぼした主な地震
1) 南海トラフ巨大地震	○	○	○	○	○	昭和 21 年(1946 年)南海地震 安政元年(1854 年)安政南海地震 宝永 4 年(1707 年)宝永地震
<b>2 プレート内の地震</b> 日向灘及び南西諸島海溝周辺						平成 13 年(2001 年)芸予地震 昭和 24 年(1949 年)安芸灘 明治 38 年(1905 年)芸予地震 安政 4 年(1857 年)芸予地震
2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道	○	○	○	○	○	
<b>3 地殻内の地震</b> 中央構造線断層帯						平成 12 年(2000 年)鳥取県西部地震 明治 5 年(1872 年)浜田地震
3) 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部		○	○	○	○	
4) 石鎚山脈北縁		○	○	○	—	
5) 石鎚山脈北縁西部～伊予灘		○	○	○	○	
<b>五日市断層帯</b>						
6) 五日市断層		○	○	○		
7) 己斐～広島西縁断層帯		○	○	○		
<b>岩国断層帯</b>						
8) 岩国断層帯		○	○	○	—	
<b>安芸灘断層群</b>						
9) 主部		○	○	○	○	
10) 広島湾～岩国沖断層帯		○	○	○	○	
<b>長者ヶ原断層帯</b>						
11) 長者ヶ原断層～芳井断層	—	—	○	○	—	
<b>どこでも起こりうる直下の地震</b>						
どこでも起こりうる直下の地震 (23 市町役場直下に震源を配置)	—	—	○	○	—	

※選定基準

- ①歴史的に繰返し発生し、将来発生する可能性が高い地震
- ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震
- ③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

## ■想定地震の緒元

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度、経度		一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	—	—	—	—	—	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	—	—	—	—	—	—	—	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20-30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%	
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%	
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%	
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明	
己斐～広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明	
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%	
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%	
安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明	
長者ヶ原断層～芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	—	—	7.4 (松田(1975)の式 (log L=-2.9+0.6M)により計算)	—	
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	—	—	—	—	6.9	—	

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。

地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1：気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

※2：端部の位置、長さは固村断層部分

※3：己斐～広島西縁断層帯(M6.5)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4：長者ヶ原断層～芳井断層は、本調査による結果を表示

※5：どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元（傾斜、長さ、幅、上端深さ等）は省略

### 【出典】

内閣府(2012)：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

地震調査研究推進本部(2009)：全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2010)：全国地震動予測値図

地震調査研究推進本部(2011)：中央構造線断層帯(金剛山地東縁～伊予灘)の長期評価(一部改訂)について

地震調査研究推進本部(2004)：五日市断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004)：日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について

地震調査研究推進本部(2004)：岩国断層帯の長期評価について

地震調査研究推進本部(2009)：安芸灘断層群の長期評価について

## (2) 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の内、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルの内、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生しうる地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

## (3) 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府(2012a)【内閣府(2012a)：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルの内、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

広島県：広島県全体で30cm以上浸水深面積が最大となり、本県にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を採用した。

各市町：各市町で 30cm 以上浸水深面積が最大となり、各市町にとって最大の被害となると想定される次の津波断層モデルケースを選定した。

- ・府中町、広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、海田町、坂町、大崎上島町は、津波断層モデル「ケース 1」を選定。
- ・三原市、尾道市は、津波断層モデル「ケース 5」を選定。
- ・福山市は、津波断層モデル「ケース 4」を選定。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の内、震源が海域にある次の 5 地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ・讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部
- ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘
- ・安芸灘断層群（主部）
- ・安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帶）

南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケースの組み合わせ

	地 震						津 波		
	基 本 ケ ース	東 側 ケ ース	西 側 ケ ース	陸 側 ケ ース	経 験 的 手 法	重ね合 わせ	ケ ース 1	ケ ース 4	ケ ース 5
広島県	—	—	—	○	—	—	○	—	—
広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
呉市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
竹原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三原市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
尾道市	—	—	—	○	—	—	—	—	○
福山市	—	—	—	○	—	—	—	○	—
府中市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
三次市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
庄原市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大竹市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
東広島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
廿日市市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸高田市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
江田島市	—	—	—	○	—	—	○	—	—
府中町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
海田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
熊野町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
坂町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
安芸太田町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
北広島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
大崎上島町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
世羅町	—	—	—	○	—	—	○	—	—
神石高原町	—	—	—	○	—	—	○	—	—

#### 地震ケース

基本：基本となるケース

東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定

西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定

陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定

経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定

重ね合わせ：上記 4 ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値

#### 津波ケース

1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

4：四国沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

5：四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」を設定

#### (4) 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

なお、火災による建物被害や人的被害は、風速によって被害想定結果が異なるため、広島県の過去の風速を参考に、夏冬の平均的な風速及び平均的な一日の最大風速※で被害想定を行った。

※ 平均的な一日の最大風速：日最大風速の平均に標準偏差 $\sigma$ を加えたもの（ $2\sigma$ を加えることで正規分布の 95.45% 値となる）

想定シーンと想定される被害の特徴

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 深夜 〔平均：風速 8m/s 最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることになる。</li> <li>・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。</li> </ul>
夏 12 時 〔平均：風速 7m/s 最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。</li> <li>・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</li> </ul>
冬 18 時 〔平均：風速 8m/s 最大：風速 11m/s〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

## (5) 被害想定項目と想定単位

各地震における被害想定項目と想定単位は以下のとおりとした。

被害想定項目（定量評価）(1/2)

想定項目		想定する値・被害量	想定単位
自然現象	地震動	震度, 最大速度, 最大加速度, SI 値	250m メッシュごと
	液状化	PL 値, 沈下量	250m メッシュごと
	土砂災害	危険度ランク	危険箇所ごと
	津波	最高津波水位, 最大波到達時間, 津波影響開始時間, 浸水深別面積, 浸水開始時間, 流速	10m メッシュごと
建物被害等	揺れ	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	液状化	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	土砂災害	全壊・半壊棟数	250m メッシュごと
	津波(破堤に伴う浸水を含む)	全壊・半壊棟数	10m メッシュごと
	地震火災 *	焼失棟数	250m メッシュごと
	屋外転倒物・屋外落下物	飛散物, 非飛散物	250m メッシュごと
人的被害	建物倒壊 *	死者数, 負傷者数, 重傷者数, 軽傷者数	市町ごと
	土砂災害 *	死者数, 負傷者数, 重傷者数, 軽傷者数	市町ごと
	津波 *	死者数, 負傷者数, 重傷者数, 軽傷者数	市町ごと (10m メッシュごとの結果を集計)
	地震火災 *	死者数, 負傷者数, 重傷者数, 軽傷者数	市町ごと
	ブロック塀等・自動販売機の転倒, 屋外落下物	死者数, 負傷者数, 重傷者数, 軽傷者数	市町ごと
	屋内収容物移動・転倒, 屋内落下物	死者数, 負傷者数, 重傷者数, 軽傷者数	市町ごと
	揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)	自力脱出困難者数	市町ごと
	津波被害に伴う要救助者・要搜索者	要救助者数, 要搜索者数	市町ごと

被害想定項目（定量評価）(2/2)

想定項目		想定する被害量	想定単位
ライフライン	上水道	被害箇所数, 断水人口	10m メッシュ(津波), 250m メッシュごと
	下水道	管渠被害延長, 機能支障人口	10m メッシュ(津波), 250m メッシュごと
	電力	* 電柱被害本数, 停電軒数	10m メッシュ(津波), 250m メッシュごと
	通信	* 電柱被害本数, 固定電話の不通回線数, 携帯電話の不通ランク	10m メッシュ(津波), 250m メッシュごと
	ガス	供給停止戸数	250m メッシュごと
交通施設	道路	被害箇所数	直轄国道, 直轄国道以外
	鉄道	被害箇所数	新幹線, 在来線
	港湾	港湾岸壁施設等の被害箇所数	港湾施設ごと
生活への影響	避難者	* 避難者数(避難所, 避難所外)	市町ごと
	帰宅困難者	* 帰宅困難者数, 滞留者数	市区町ごと
	物資不足量(食料, 飲料水, 毛布, 仮設トイレ)	* 食料, 飲料水, 毛布, 仮設トイレの不足量	市町ごと
	医療機能支障	* 要転院患者数, 医療需要過不足数	二次医療圏ごと
災害廃棄物等	災害廃棄物, 津波堆積物	* 災害廃棄物発生量, 津波堆積物発生量	市町ごと
その他の被害	エレベータ内閉じ込め	エレベータ停止台数・閉込め者数	市町ごと
	道路閉塞	幅員13m以下道路リンク閉塞率	250m メッシュごと
	災害時要援護者	災害時要援護者数(避難所)	市町ごと
	危険物施設・コンビナート施設	被害箇所数	市町ごと
	文化財	* 被害件数	文化財ごと
	孤立集落	孤立集落数	孤立集落ごと
	ため池の決壊	危険度ランク	ため池ごと
	漁船・水産関連施設	漁船被害数, かき筏被害数	漁業施設ごと
	重要施設	* 災害対策拠点施設, 避難拠点施設, 医療拠点施設の機能支障の程度	重要施設ごと
経済被害	直接被害	* 被害額	市町ごと
	間接被害	* 被害額	県域

\* : 条件により被害量が異なる想定項目

### 被害想定項目（定性評価）

想定項目		想定単位
建物被害	津波火災	県域
交通施設被害	空港の使用可能性	空港単位
生活への影響	物資不足(生活必需品), 燃料不足 医療機関の機能及び医療活動 保健衛生, 防疫, 遺体処理等	
その他の被害	長周期地震動 道路上の自動車への落石・崩土 交通人的被害（道路） 交通人的被害（鉄道） 震災関連死 宅地造成地 大規模集客施設等 地下街・ターミナル駅 災害応急対策等 地盤沈下による長期堪水 複合災害 時間差での地震発生 治安	県域

### 3 想定結果

#### (1) 地震動等の予測

##### ア 地震動

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250m メッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における町全面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

想定地震	地震動					
	震度					
	面積割合(%)					
	4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース 1)	0.0	50.4	30.3	19.3	0.0	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	0.0	0.0	60.9	39.1	0.0	0.0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	73.2	26.8	0.0	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	92.6	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	64.5	33.2	2.3	0.0	0.0	0.0
五日市断層(北から破壊)	0.0	53.6	27.7	18.7	0.0	0.0
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	0.0	31.5	49.0	19.4	0.0	0.0
岩国断層帯(東から破壊)	58.0	29.0	12.9	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	60.6	36.9	2.5	0.0	0.0	0.0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	0.0	58.0	19.6	22.4	0.0	0.0
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	96.8	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0

震度別の面積割合（どこでも起こりうる直下の地震）

地震動					
震度					
面積割合(%)					
4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7
0.0	0.0	1.7	83.8	14.5	0.0

#### イ 液状化

震度分布と土質状況をもとに、250m メッシュごとの液状化の危険度を示す PL 値分布を想定した。

各想定地震における町全面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度 5 弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の 4 つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の PL 値分布の想定を行い、これらの中から最も PL 値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した 2 ケースの地震動の PL 値分布の想定を行い、このうち PL 値が大きくなるケースについて記した。

PL 値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度別の面積割合 (PL 値) (既に明らかとなっている断層等を震源とする地震)

想定地震	液状化					
	PL 値					
	面積割合 (%)					
	対象外	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い
		PL=0	0<PL ≤5	5<PL ≤15	15<PL ≤30	30<PL
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース 1)	0.0	58.0	2.8	0.5	38.7	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	0.0	58.0	0.0	3.3	3.2	35.5
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	73.2	1.9	24.9	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	75.3	0.8	4.7	0.3	18.8	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	64.5	12.5	22.4	0.6	0.0	0.0
五日市断層(北から破壊)	0.0	58.0	0.0	3.3	20.4	18.3
己斐一広島西縁断層帶(M6.5)(北から破壊)	0.0	58.0	0.0	3.3	19.1	19.6
岩国断層帶(東から破壊)	58.0	0.0	8.8	14.1	19.2	0.0
安芸灘断層帶(主部)(北から破壊)	59.3	0.0	4.9	16.6	19.2	0.0
安芸灘断層帶(広島湾一岩国沖断層帶)(北から破壊)	0.0	58.0	0.0	3.3	36.0	2.6
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	97.6	0.0	2.0	0.4	0.0	0.0

液状化危険度別の面積割合(PL 値)（どこでも起こりうる直下の地震）

対象外	液状化					
	PL 値					
	面積割合 (%)					
	かなり低い	低い	高い	かなり高い	極めて高い	PL=0
0.0	58.0	0.0	3.3	0.0	38.7	

#### ウ 津波（図－6 参照）

想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震、安芸灘断層群（主部）の地震、安芸灘断層群（広島湾一岩国沖断層帶）の地震については、津波による被害を記した。

ここでは、浸水深別面積（堤防が機能しない場合）について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル 11 ケースのうち、広島県にとって被害の大きい（人的被害に結びつく浸水深 30cm 以上の広島県全域での浸水面積が最大）津波断層モデルケース 1 の場合を示す。

浸水深別面積（構造物が機能しない場合）

想定地震	浸水面積 (ha)				
	浸水深 1cm以上	浸水深 30cm以上	浸水深 1m以上	浸水深 2m以上	浸水深 5m以上
南海トラフ巨大地震（津波：ケース1）	12,474	10,679	6,618	3,343	8
安芸灘～伊予灘～豊後水道	7,921	6,749	4,515	1,903	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部	6,520	5,537	3,680	1,479	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘	6,032	5,262	3,536	1,311	0
安芸灘断層群（主部）	5,382	4,794	3,214	1,108	0
安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯）	5,844	5,131	3,422	1,179	0

（2）想定される被害の特徴（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

ア 南海トラフ巨大地震（陸側ケース、津波ケース1）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.8%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は9.8%である。さらに県南部の大半の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が12,474haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約86%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり

14,759人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約59万人となる。ライフライン被害、経済被害等については、他の想定地震と比較しても圧倒的に被害量が大きく、地震発生直後においては、断水人口が1,069,382人、停電が119,836軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約8.9兆円となる。

イ 安芸灘～伊予灘～豊後水道（北から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.7%、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は11.3%と今回の想定地震中最大となり、県南部の大半の地域が震度5強以上の揺れとなる。また津波の発生によって、浸水深1cm以上の浸水がある面積が7,921ha（その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%）と南海トラフ巨大地震に次いで広い範囲が浸水する。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜で最大11,206人となるが、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約40万人となる。地震発生直後においては、断水人口が342,755人、停電が132,193軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約5.9兆円となる。

ウ 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部（西から破壊）

県内の地盤が弱く6強以上となる地域の割合は0.2%であり、平地部を中心に6弱以上となる地域の割合は2.3%である。さらに県南部の地域は震度5強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深1cm以上の浸水がある面積が6,520haあり、その内、浸水深30cmを超える地域の割合が約85%となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により7,689棟の建物が全壊し、死者は夏の12時が最大となり2,084人で、その約9割が津波によるものである。避難を必要とする人は約29万人となる。地震発生直後においては、断水人口が52,139人、停電が53,103軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約2.1兆円となる。

エ 石鎚山脈北縁（西から破壊）

県内の南部の地域が震度5強以上の強い揺れとなるが、6弱以上となる地域は発生しない。また、津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により

1,693 棟の建物が全壊し、死者は 0 人、負傷者が 36 人発生し、避難を必要とする人は約 0.4 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 3 人、停電が 255 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.5 兆円となる。

オ 石鎚山脈北縁西部－伊予灘（東から破壊）

県内の 6 強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.1% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 6,032ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 85% となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 3,002 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 192 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 750 人、停電が 45,683 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1 兆円となる。

カ 五日市断層（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 2.1% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 6,820 棟の建物が全壊し、死者が 179 人、負傷者が 4,552 人発生し、避難を必要とする人が約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 2,304 人、停電が 26,680 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

キ 己斐－広島西縁断層帯（M6.5）（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 1.6% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 7,612 棟の建物が全壊し、死者が 249 人、負傷者が 5,302 人発生し、避難を必要とする人は約 3 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 3,681 人、停電が 31,859 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.9 兆円となる。

ク 岩国断層帯（東から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.1% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.9% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 4,498 棟の建物が全壊し、死者が 72 人、負傷者が 1,073 人発生し、避難を必要とする人は約 1 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 22,020 人、停電が 2,761 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 1.0 兆円となる。

ケ 安芸灘断層群（主部）（北から破壊）

県内の 6 強以上となる地域は存在しないが、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 0.2% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,382ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 89% となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 2,987 棟の建物が全壊し、死者は夏の 12 時が最大となり 45 人で、そのほとんどが津波によるものである。避難を必要とする人は約 25 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 556 人、停電が 39,865 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 0.8 兆円となる。

コ 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）（北から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.2% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 3.1% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の発

生によって、沿岸部の低地では、浸水深 1cm 以上の浸水がある面積が 5,844ha あり、その内、浸水深 30cm を超える地域の割合が約 88% となる。地震による揺れ、液状化、土砂災害、津波により 8,335 棟の建物が全壊し、死者は冬の深夜が最大となり 3,495 人で、その 9 割が津波によるものである。避難を必要とする人が約 28 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 50,465 人、停電が 69,582 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

サ 長者ヶ原断層－芳井断層（西から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 2.7% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 7.6% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により 46,629 棟の建物が全壊し、死者が 2,840 人、負傷者が 22,170 人発生し、避難を必要とする人が約 12 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 553,671 人、停電が 44,585 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 3.9 兆円となる。

シ （参考）己斐－広島西縁断層帯（M6.9）（南から破壊）

県内の地盤が弱く 6 強以上となる地域の割合は 0.32% であり、平地部を中心に 6 弱以上となる地域の割合は 2.8% である。さらに県南部の地域は震度 5 強以上の揺れとなる。津波の想定は行っていない。地震による揺れ、液状化、土砂災害により約 12,603 棟の建物が全壊し、死者が 539 人、負傷者が 9,131 人発生し、避難を必要とする人が約 5 万人となる。地震発生直後においては、断水人口が 10,814 人、停電が 49,426 軒に及ぶ。経済被害は直接被害だけで約 2.4 兆円となる。

### 3 被害想定結果（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次のとおりである。

#### (1) 自然環境

想定地震	地震動							液状化										
	震度							沈下量				PL 値						
	面積割合 (%)							面積割合 (%)				面積割合 (%)						
	対象外							対象外	かなり 低い	低い	高い	かなり 高い	かなり 高い	かなり 高い	かなり 高い	かなり 高い		
	4 以下	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	対象外		S= 0.0m	0.0m < S < 0.1m	0.1m ≤ S < 0.3m	0.3m ≤ S < 0.5m	0.5m ≤ S	PL=0	0 < PL 5 ≤	5 < PL 15 ≤	15 < PL 30 ≤	30 < PL
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース1)	0.0	50.4	30.3	19.3	0.0	0.0	0.0	58.0	15.4	26.6	0.0	0.0	0.0	58.0	2.8	0.5	38.7	0.0
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	0.0	0.0	60.9	39.1	0.0	0.0	0.0	58.0	15.4	26.6	0.0	0.0	0.0	58.0	0.0	3.3	3.2	35.5
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	73.2	26.8	0.0	0.0	0.0	0.0	73.2	1.9	24.9	0.0	0.0	0.0	73.2	1.9	24.9	0.0	0.0	0.0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	92.6	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	92.6	1.6	5.1	0.6	0.0	0.0	75.3	0.8	4.7	0.3	18.8	0.0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	64.5	33.2	2.3	0.0	0.0	0.0	64.5	12.5	4.0	19.0	0.0	0.0	64.5	12.5	22.4	0.6	0.0	0.0
五日市断層(北から破壊)	0.0	53.6	27.7	18.7	0.0	0.0	0.0	58.0	15.4	26.6	0.0	0.0	0.0	58.0	0.0	3.3	20.4	18.3
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	0.0	31.5	49.0	19.4	0.0	0.0	0.0	58.0	15.4	26.6	0.0	0.0	0.0	58.0	0.0	3.3	19.1	19.6
岩国断層帯(東から破壊)	58.0	29.0	12.9	0.0	0.0	0.0	58.0	0.0	15.7	26.2	0.0	0.0	58.0	0.0	8.8	14.1	19.2	0.0
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	60.6	36.9	2.5	0.0	0.0	0.0	60.6	0.0	15.8	23.7	0.0	0.0	59.3	0.0	4.9	16.6	19.2	0.0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	0.0	58.0	19.6	22.4	0.0	0.0	0.0	58.0	15.5	26.5	0.0	0.0	0.0	58.0	0.0	3.3	36.0	2.6
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	96.8	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	96.8	0.0	0.0	3.2	0.0	0.0	97.6	0.0	2.0	0.4	0.0	0.0

※1：津波ケース1『駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域+超大すべり域」』を設定したケース

想定地震	土砂災害			津波					
	危険度ランク A の個所数			浸水深					
				面積(ha)					
	(箇所)			1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	
	急傾斜地	地すべり	山腹崩壊						
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース1)	1	0	0	68	56	22	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	2	0	0	45	37	8	0	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	0	0	0	7	2	0	0	0	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	0	0	0	-	-	-	-	-	-
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	0	0	0	12	4	0	0	0	0
五日市断層(北から破壊)	1	0	0	-	-	-	-	-	-
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	2	0	0	-	-	-	-	-	-
岩国断層帯(東から破壊)	0	0	0	-	-	-	-	-	-
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	0	0	0	2	1	0	0	0	0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	1	0	0	7	2	0	0	0	0
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	0	0	0	-	-	-	-	-	-

※2：津波ケース4『四国沖に「大すべり域+超大すべり域」』を設定したケース

※3：津波ケース4『四国沖～九州沖に「大すべり域+超大すべり域」』を設定したケース

※4：エレベーター内閉じ込め者数は、朝7時～8時の時間帯を想定している。

※5：原因別の被災施設件数(延べ数)は、重複計上している。

#### (2) 人的被害

想定地震	死者	負傷者	重症者	要救助者	要検索者
------	----	-----	-----	------	------

	(人)	(人)	(負傷者の内数)	揺れによる	津波による	
					(人)	(人)
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース 1)	86	181	38	11	748	199
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	19	234	18	53	121	27
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	0	0	0	0	0	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	0	0	0	0	-	-
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	0	0	0	0	0	0
五日市断層(北から破壊)	1	72	2	7	-	-
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	1	74	2	7	-	-
岩国断層帯(東から破壊)	0	2	0	0	-	-
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	2	95	4	16	9	0
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	0	0	0	0	-	-

### (3) 建物被害

想定地震	全壊					半壊					火災による建物被害		
	(棟)					(棟)					(件)	(件)	(件)
	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	揺れ	液状化	土砂災害	津波	合計	出火件数	残出火件数	焼失件数
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース 1)	26	445	0	14	485	365	1,125	1	550	2,040	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	125	43	0	2	170	977	106	1	89	1,173	0	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	0	6	0	0	6	0	14	0	0	14	0	0	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	0	4	0	-	4	0	11	0	-	11	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	0	5	0	0	5	1	11	0	0	11	0	0	0
五日市断層(北から破壊)	17	43	0	-	61	345	108	1	-	454	0	0	0
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	17	43	0	-	61	352	108	1	-	460	0	0	0
岩国断層帯(東から破壊)	0	23	0	-	24	9	58	0	-	68	0	0	0
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	0	25	0	0	25	0	63	0	0	63	0	0	0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	38	43	0	0	81	441	108	1	0	550	0	0	0
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	0	0	0	-	0	0	1	0	-	1	0	0	0

(4) ライフライン被害

想定地震	上水道	下水道	電力	通信	ガス
	(人)	(人)	(軒)	(回線)	(戸)
	断水人口	支障人口	停電件数	不通回線	供給停止戸数
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース 1)	1,586	12,392	608	309	1,608
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	154	14,610	1,050	528	1,609
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	0	3,534	32	16	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	0	908	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	0	4,271	39	19	0
五日市断層(北から破壊)	0	11,770	272	136	0
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	154	11,863	269	135	0
岩国断層帶(東から破壊)	0	5,625	0	0	0
安芸灘断層帶(主部)(北から破壊)	0	4,596	15	8	0
安芸灘断層帶(広島湾一岩国沖断層帶)(北から破壊)	0	12,191	437	219	0
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	0	621	0	0	0

(5) 道路・鉄道被害

想定地震	道路被害 (箇所)		鉄道路被害 (箇所)	
	直轄国道	直轄国道以外	新幹線	在来線等
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース 1)	0	5	1	3
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	0	7	1	4
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	0	1	0	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	0	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	0	1	0	0
五日市断層(北から破壊)	0	4	0	2
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	0	5	0	3
岩国断層帶(東から破壊)	0	2	0	1
安芸灘断層帶(主部)(北から破壊)	0	1	0	0
安芸灘断層帶(広島湾一岩国沖断層帶)(北から破壊)	0	4	0	4
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	0	0	0	0

(6) 生活への影響

想定地震	生活への影響										
	避難者数(当日・1日後)			帰宅困難者※2		物資需要量(当日・1日後)				災害廃棄物発生量	
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(食)	(ℓ)	(枚)	(基)	(万t)	(万t)
	避難所	避難行動要支援者※1	避難所外	帰宅困難者	滞留者	食料	飲料水	毛布	仮設トイレ	可燃物	不燃物
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース1)	3,595	689	2,020	2,862	4,705	12,940	4,757	7,189	151	1	2
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	1,630	312	921	2,862	4,705	5,866	461	3,259	158	0	1
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	134	26	69	2,862	4,705	484	0	269	37	0	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	10	2	7	2,456	3,926	37	0	21	9	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	210	40	107	2,862	4,705	755	0	420	45	0	0
五日市断層(北から破壊)	241	46	160	2,862	4,705	866	0	481	120	0	0
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	243	47	162	2,862	4,705	874	461	485	120	0	0
岩国断層(東から破壊)	59	11	39	2,862	4,705	213	0	118	57	0	0
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	77	15	49	2,862	4,705	278	0	155	47	0	0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	425	81	264	2,862	4,705	1,529	0	849	125	0	1
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	1	0	1	826	2,297	4	0	2	6	0	0

(7) その他被害

想定地震	エレベーター	危険物施設被害			文化財被害※5					
	(人)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	国宝、国指定重要文化財(件)			県指定重要文化財(件)		
	閉じ込め 者数※4	火災	流出	破損等	揺れ	火災	津波浸水	揺れ	火災	津波浸水
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース1)	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	8	0	0	1	0	0	0	0	0	0
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五日市断層(北から破壊)	5	0	0	0	0	0	0	-	0	0
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	5	0	0	0	0	0	-	0	0	-
岩国断層(東から破壊)	1	0	0	0	0	0	0	-	0	-
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	0	0	0	0	0	0	-	0	0	-

想定地震	孤立集落	ため池	重要施設
------	------	-----	------

			(危険性が高い)		(機能支障あり)		
	(集落)	(集落)	(箇所)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)
	農業集落	漁業集落	箇所	影響人口	災害対策	避難	医療
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース1)	0	0	0	0	0	4	1
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	0	0	0	0	0	4	1
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	0	0	0	0	0	0	0
石鎚山脈北縁(西から破壊)	0	0	0	0	0	0	0
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	0	0	0	0	0	0	0
五日市断層(北から破壊)	0	0	0	0	0	4	1
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	0	0	0	0	0	4	1
岩国断層帯(東から破壊)	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	0	0	0	0	0	4	1
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	0	0	0	0	0	0	0

## (8) 経済被害

想定地震	直接被害		
	(億円)	(億円)	(億円)
	民間	準公共	公共
南海トラフ巨大地震(陸側ケース津波ケース1)	755	3	97
安芸灘～伊予灘～豊後水道(北から破壊)	306	4	108
讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部(西から破壊)	8	0	25
石鎚山脈北縁(西から破壊)	7	0	7
石鎚山脈北縁西部～伊予灘(東から破壊)	7	0	31
五日市断層(北から破壊)	127	1	86
己斐一広島西縁断層帯(M6.5)(北から破壊)	129	1	87
岩国断層帯(東から破壊)	36	0	41
安芸灘断層帯(主部)(北から破壊)	36	0	33
安芸灘断層帯(広島湾一岩国沖断層帯)(北から破壊)	153	2	89
長者ヶ原断層一芳井断層(西から破壊)	1	0	4

## 4 被害想定結果(どこでも起こりうる直下の地震)

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次のとおりである。

### (1) 人的被害

死者	負傷者	重傷者 (負傷者数の内数)	要救助者 揺れによる
39	559	69	261

(2) 建物被害

全壊				半壊				火災による建物被害		
(棟)				(棟)				(件)	(件)	(棟)
揺れ	液状化	土砂災害	合計	揺れ	液状化	土砂災害	合計	出火件数	残出火件数	焼失件数
612	43	0	656	2,195	98	1	2,294	1	0	0

(3) ライフライン被害

上水道 (人) 断水人口	下水道 (人) 支障人口	電力 (軒) 停電件数	通信 (回線) 不通回線	ガス (戸) 供給停止戸数
5,018	16,852	1,795	912	0

(4) 道路・鉄道被害

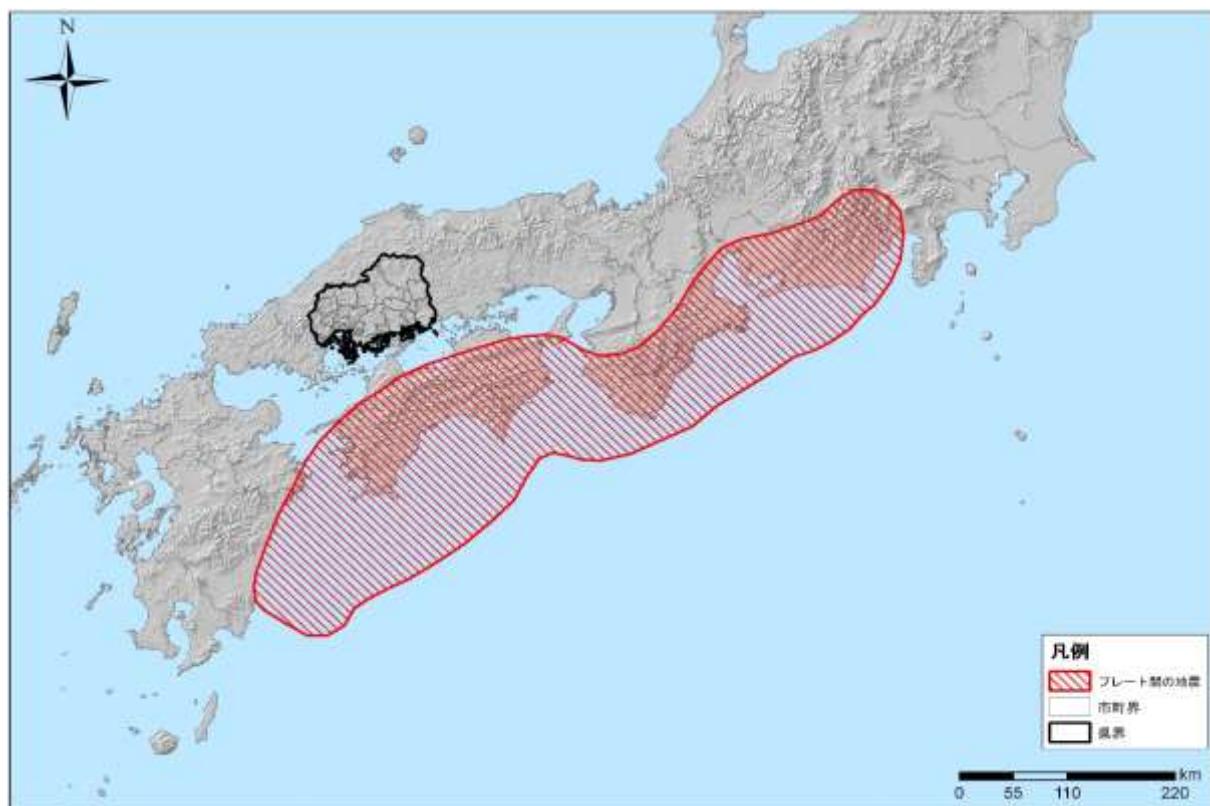
道路被害 (箇所)		鉄道路被害 (箇所)	
直轄国道	直轄国道以外	新幹線	在来線等
0	8	1	4

(5) その他被害

エレベーター	危険物施設被害				文化財被害			孤立 集落	ため池 (危険性が高い)	重要施設 (機能支障あり)			
	(人)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	国宝、国指定 重要文化財 (件)	件指定 重要文化財 (件)	(集落)	(箇所)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)	
閉じ込め者数 ※4	火災	流出	破損等	揺れ	火災	揺れ	火災	農業 集落	箇所	影響 人口	災害 対策	避難	医療
10	0	0	1	0	0	1	0	0	1	2,720	0	5	1

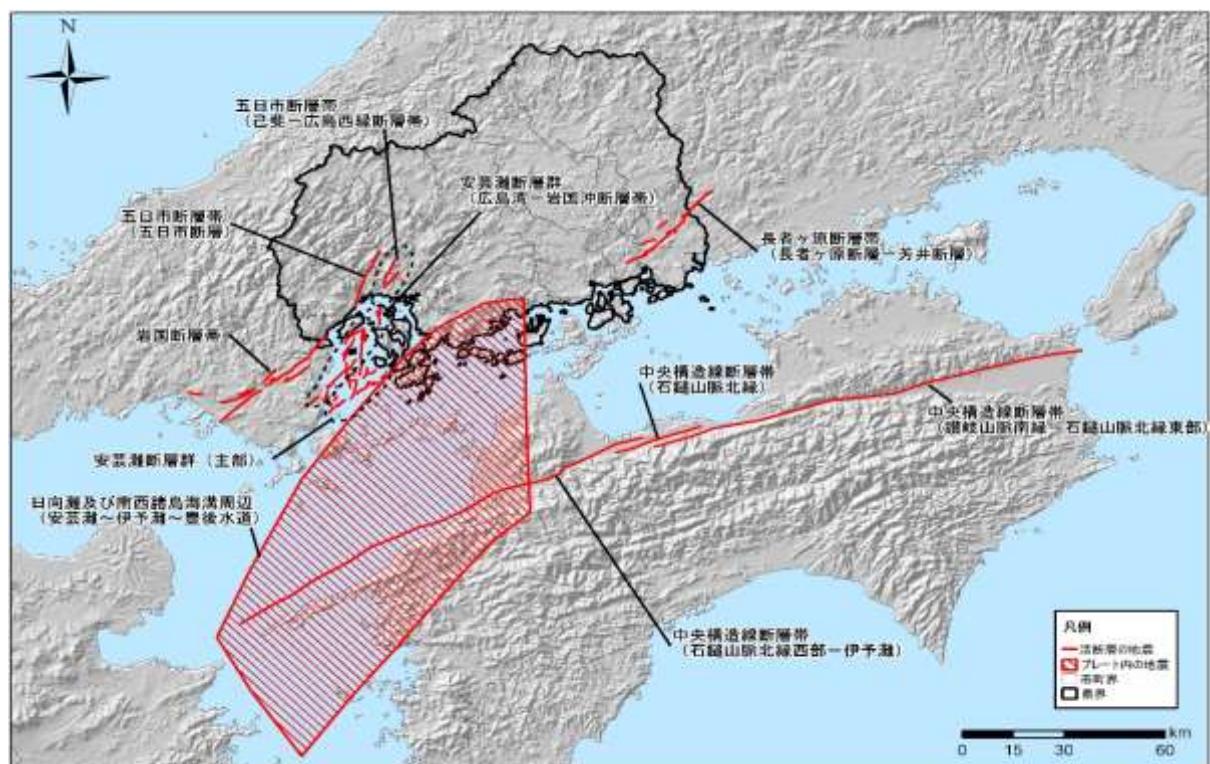
(6) 経済被害

直接被害		
(億円)	(億円)	(億円)
民間	準公共	公共
659	5	133



図－1 想定地震位置図（南海トラフ巨大地震）

内閣府（2012）：南海トラフの巨大地震モデル検討会資料



図－2 想定地震位置図（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

活断層研究会（1991）：新編日本の活断層、東京大学出版会

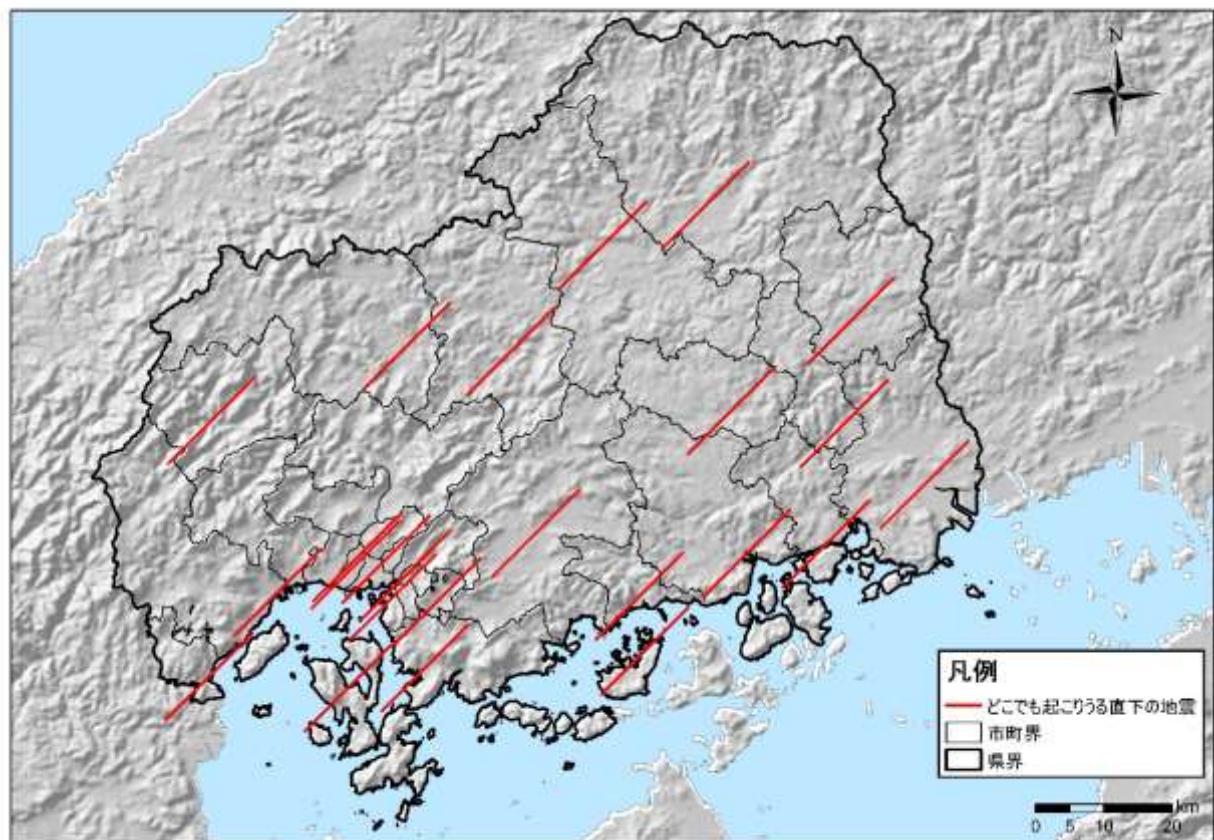
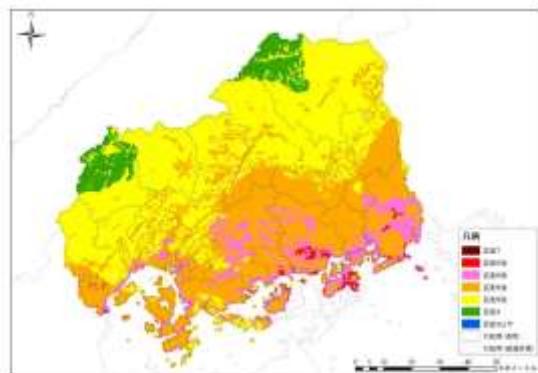
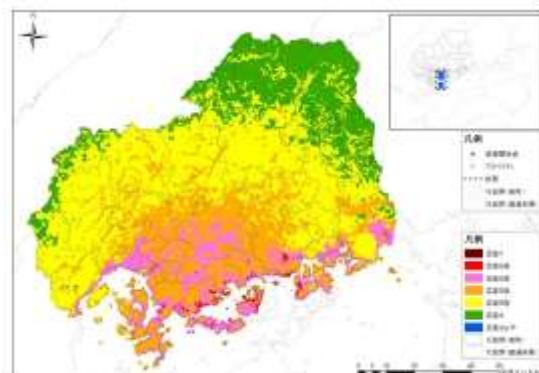


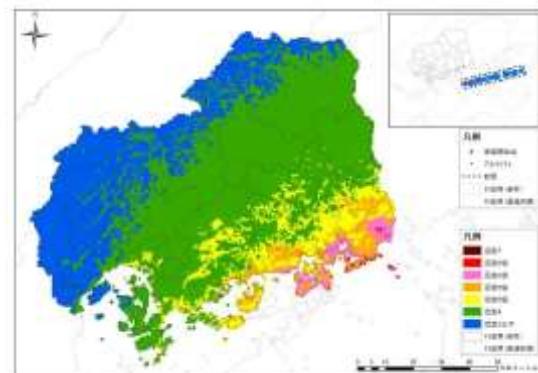
図-3 想定地震位置図（どこでも起こりうる直下の地震）



南海トラフ巨大地震（陸側ケース）



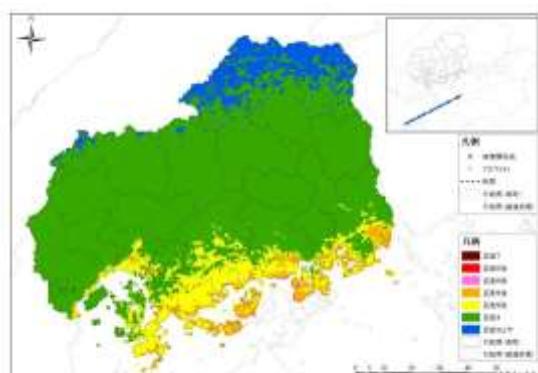
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震  
(北から破壊)



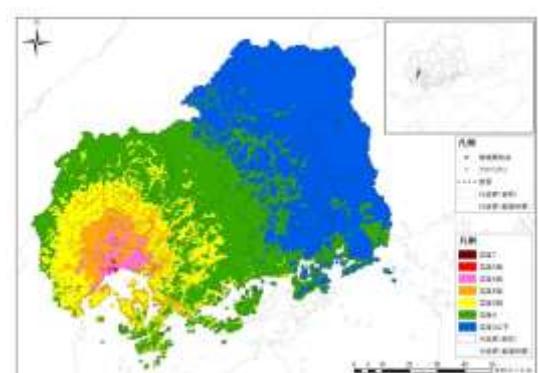
讃岐山脈南縁一石鎚山脈北縁東部の地震（西から破壊）



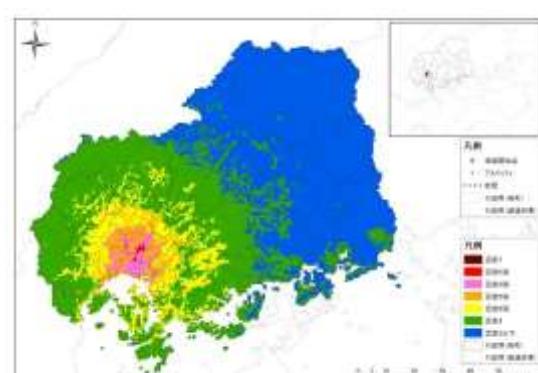
石鎚山脈北縁の地震（西から破壊）



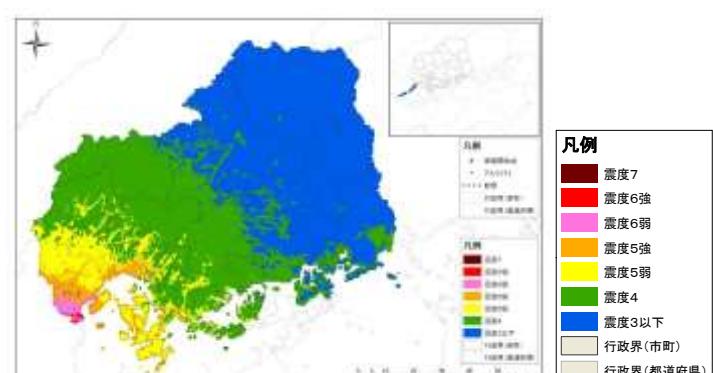
石鎚山脈北縁西部一伊予灘の地震（東から破壊）



五日市断層の地震（北から破壊）

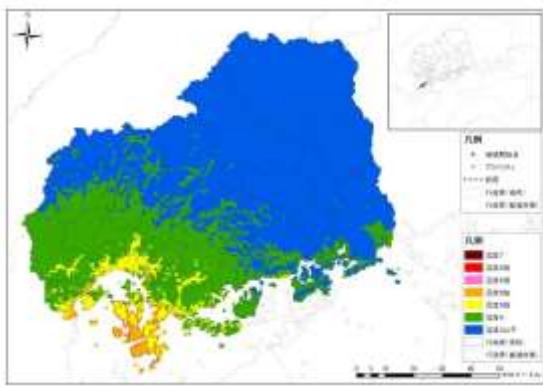


己斐-広島西縁断層帯の地震（M6.5）(北から破壊)

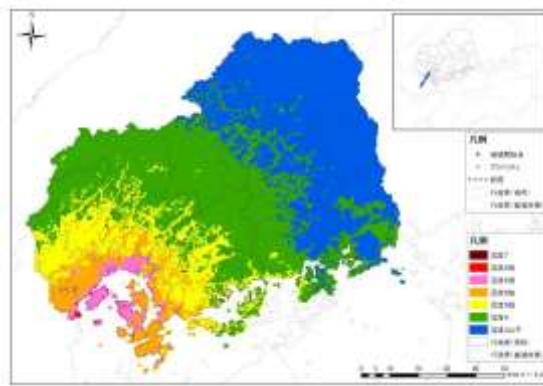


岩国断層帯の地震（東から破壊）

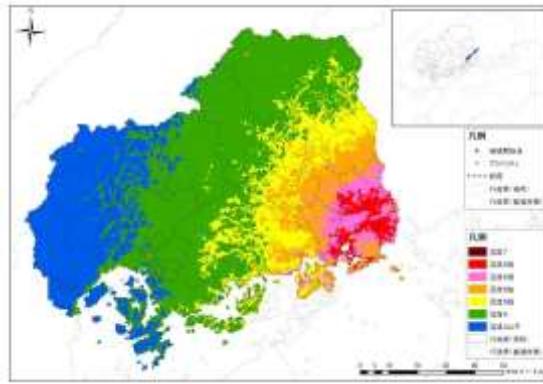
図-4 (1) 震度分布



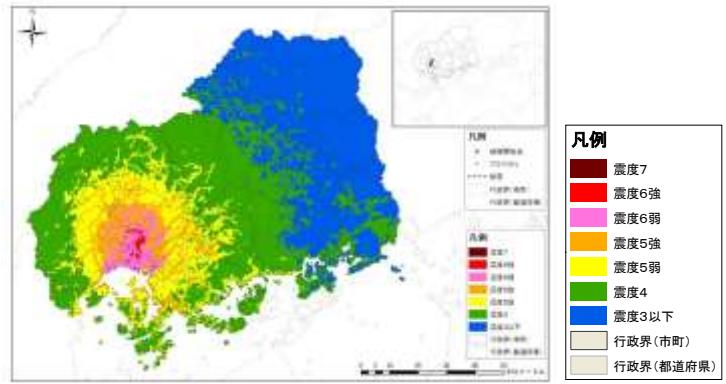
安芸灘断層群（主部）の地震  
(北から破壊)



安芸灘断層群(広島湾一岩国沖断層帯)の地震  
(北から破壊)



長者ヶ原断層-芳井断層の地震 (西から破壊)



(参考) 己斐-広島西縁断層帯の地震 (M6.9) の地震  
(南から破壊)

図-4(2) 震度分布

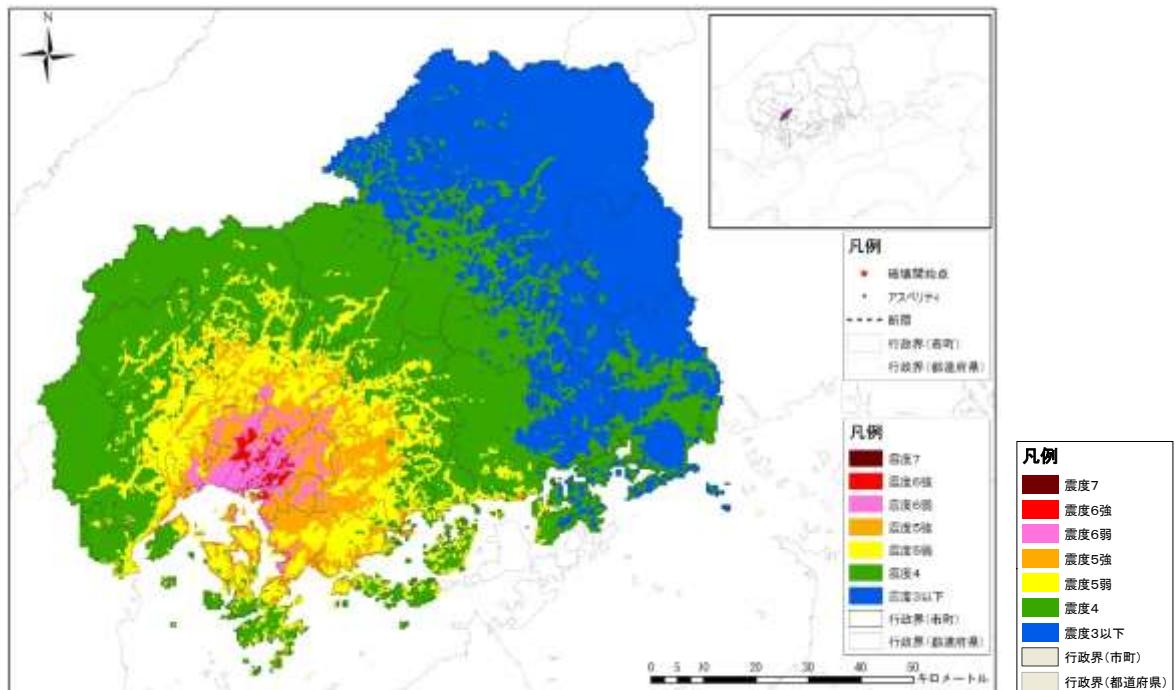


図-4(3) 震度分布 府中町直下地震

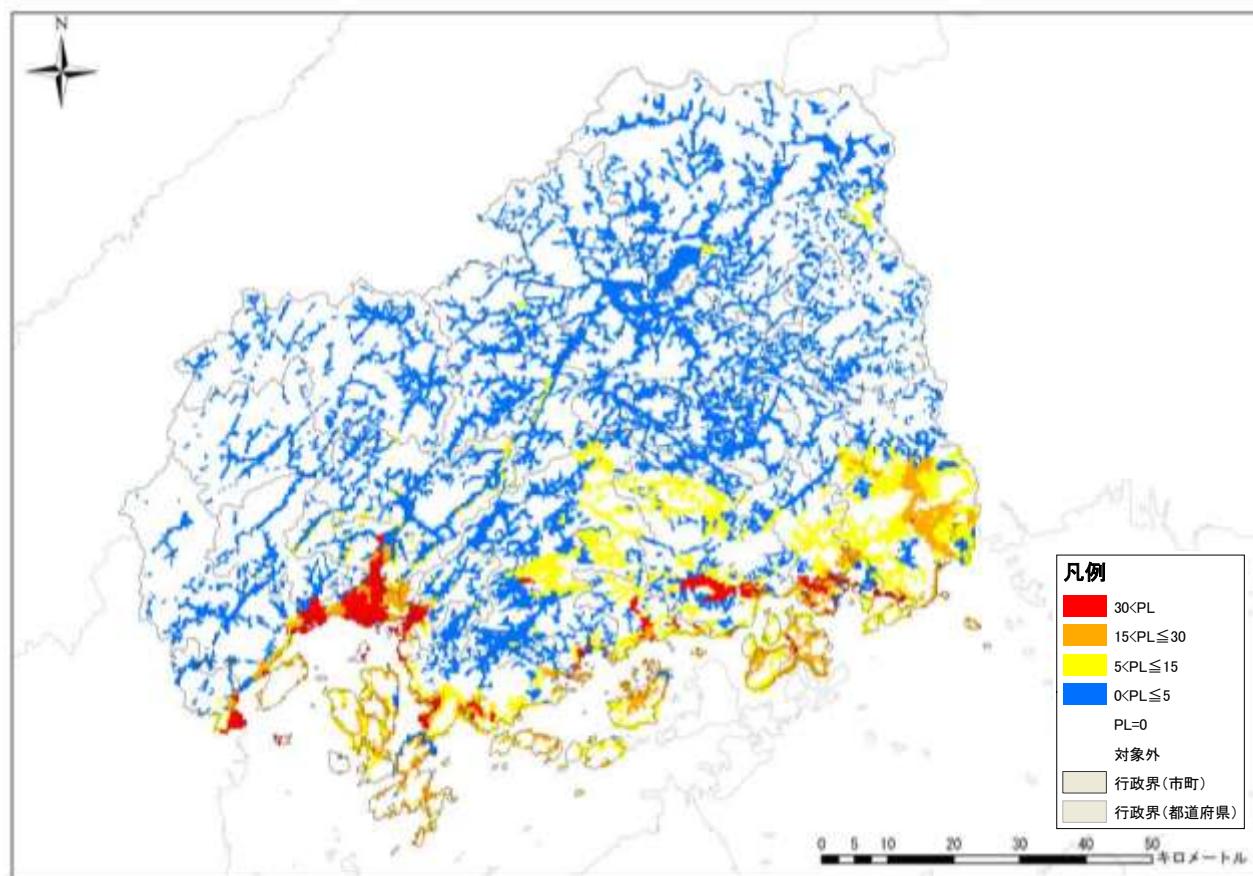
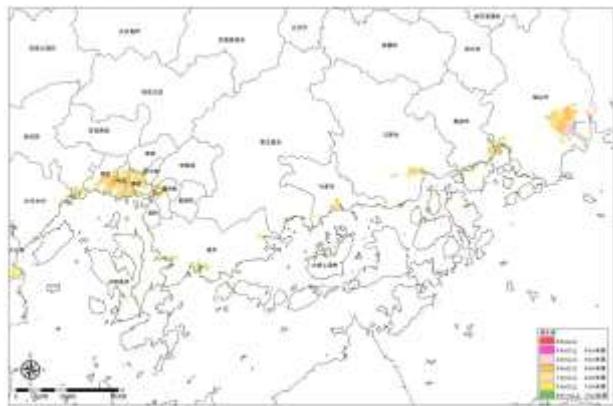
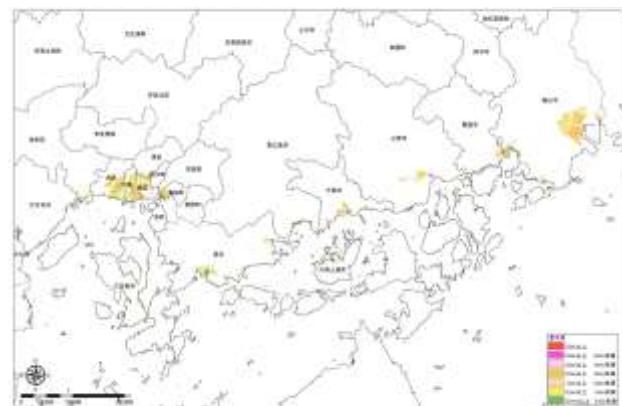


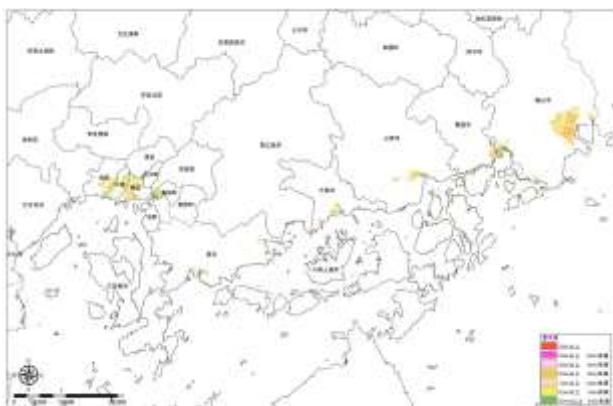
図-5 液状化危険度分布（PL値）



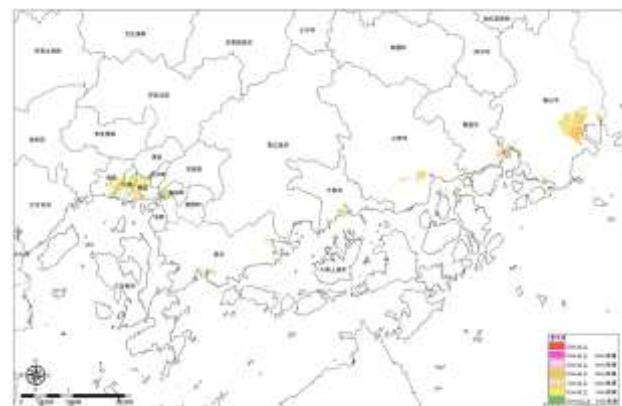
南海トラフ巨大地震（ケース1）



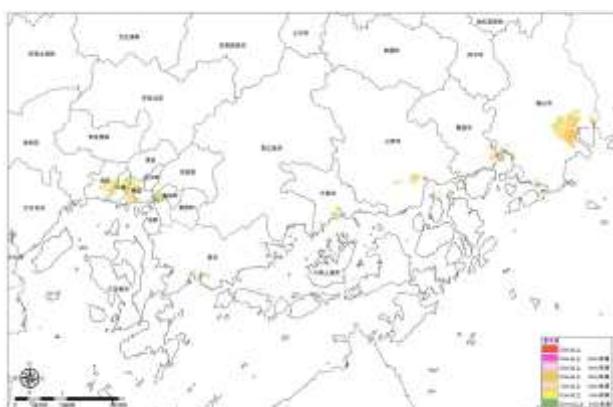
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震



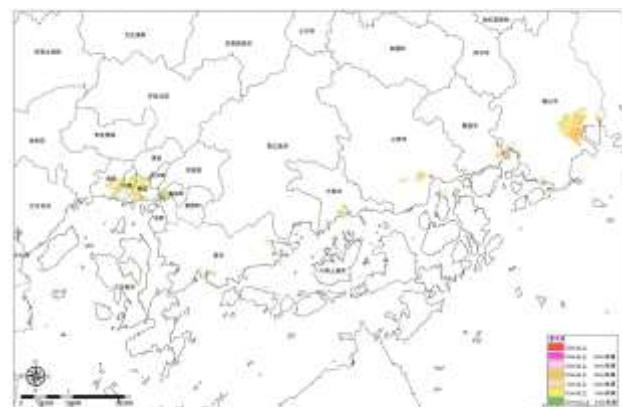
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震



石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震



安芸灘断層群（主部）の地震



安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）の地



図-6 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

## 【参考】

### ■ 中国地域の活断層の長期評価結果について

文部科学省地震調査研究推進本部は、中国地域に分布し、マグニチュード（M）6.8 以上の地震を引き起こす可能性のある活断層を総合的に評価し、「中国地域の活断層の長期評価（第一版）」として平成 28 年 7 月 1 日に公表した。

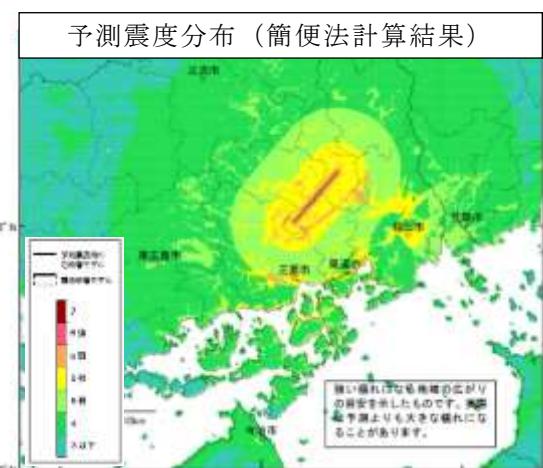
この地域評価では、広島県の活断層について、これまで評価対象とされていなかった「長者ヶ原一芳井断層」、「宇津戸断層」、「安田断層」、「筒賀断層」及び「黒瀬断層」の 5 つの活断層が新たに評価対象として加えられた。

なお、地震調査研究推進本部では、この地域評価の結果を踏まえ、平成 29 年 2 月 21 日に「長者ヶ原一芳井断層」及び「筒賀断層」を主要活断層帯に選定している。

新たに評価対象とされた活断層の長期評価結果の概要は、次のとおりである。（既に、地震被害想定調査で想定地震とした「長者ヶ原一芳井断層」は除く。）

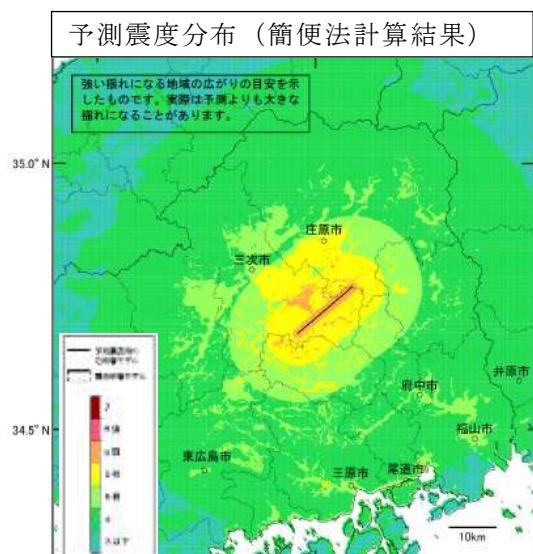
#### （1）宇津戸断層

区分	内 容
位 置	府中市から世羅郡世羅町、尾道市にかけて分布
長 さ	約 12km
地震の規模	M6.7 程度
最大震度	震度 6 強（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



#### （2）安田断層

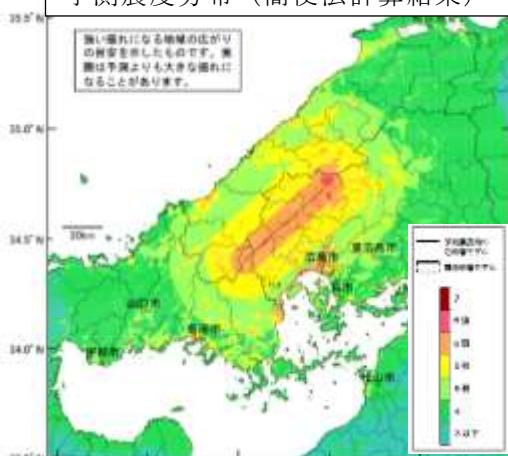
区分	内 容
位 置	三次市に分布
長 さ	約 5 km
地震の規模	M6.0 程度
最大震度	震度 6 弱（予測震度分布より）
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内の発生確率	不明



(3) 筒賀断層

区 分	内 容
位 置	山県郡北広島町から安芸太田町、廿日市市にかけて分布
長 さ	約 58 km
地震の規模	M7.8 程度
最大震度	震度 6 強 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内 の発生確率	不明

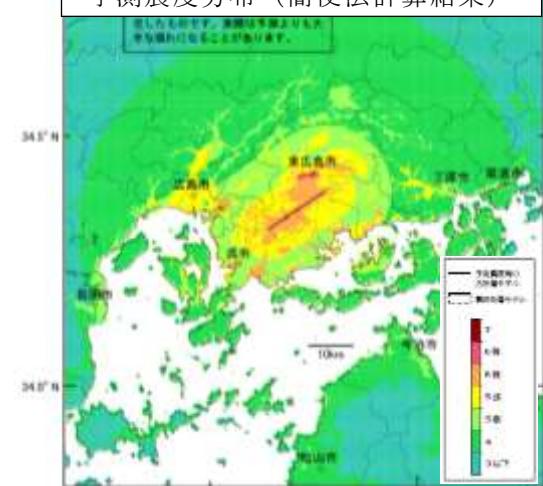
予測震度分布 (簡便法計算結果)



(4) 黒瀬断層

区 分	内 容
位 置	東広島市に分布
長 さ	約 5 km
地震の規模	M6.0 程度
最大震度	震度 7 (予測震度分布より)
平均活動間隔	不明
今後 30 年以内 の発生確率	不明

予測震度分布 (簡便法計算結果)



(注) 予測震度分布 (簡便法計算結果 平成 28 年 12 月 地震調査研究推進本部作成) について

- ・予測震度分布 (簡便法) は、強い揺れになる地域の広がりの目安を示したものであり、実際は予測よりも大きな揺れになる場合がある。
- ・地震の規模の評価結果が M6.8 未満の断層の場合、地震調査研究推進本部では、地震規模の下限 M6.8 を用いて評価し、予測震度分布を作成している。

## 第2項 津波浸水想定

### 1 基本

「広島県津波浸水想定（平成25年3月）」を基に作成したものであり、詳細な浸水想定については、これを用いし対応策等を検討する。

### 2 津波浸水想定

本県の津波浸水想定においては、国土交通省の「津波浸水想定の設定の手引き（平成24年10月）」等の手法に基づき、「最大クラスの津波」及び「津波到達時間が短い津波」を想定津波として選定している。

津波浸水シミュレーションは、「最大クラスの津波」として南海トラフ巨大地震を破壊開始地点の異なる8ケース、「津波到達時間が短い津波」として瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震（以下「瀬戸内海活断層等」という。）を5ケース選定している。

#### （1）南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等の概要

区分	地震	規模
最大クラスの津波 (発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)	○南海トラフ巨大地震 ・内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において示された津波断層モデルのうち、破壊開始の地点を変更させた8ケース	マグニチュード： $M_w = 9.1$
津波到達時間が短い津波	○瀬戸内海域活断層等 ・安芸灘～伊予灘～豊後水道 ・讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 ・石鎚山脈北縁西部～伊予灘 ・安芸灘層群（主部） ・安芸灘層群（広島湾～岩国沖断層帯）	マグニチュード： $M_w = 7.5$ マグニチュード： $M_w = 7.6$ マグニチュード： $M_w = 7.4$ マグニチュード： $M_w = 6.6$ マグニチュード： $M_w = 6.9$

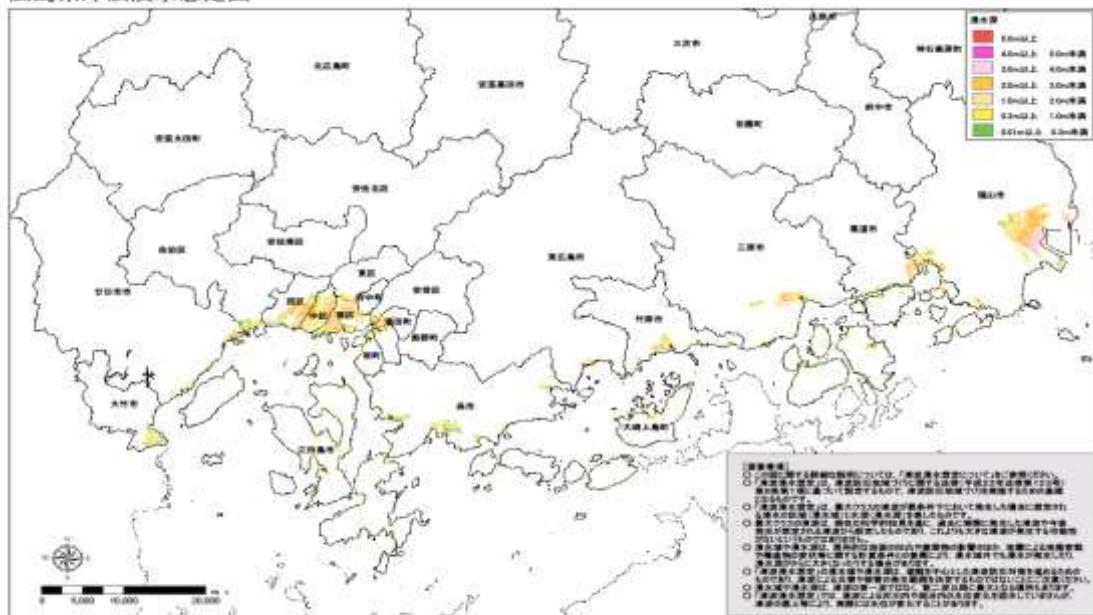
#### （2）南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による津波浸水想定

ア 津波浸水想定は、次のような悪条件下において発生した場合に想定される津波の浸水域・浸水深を津波浸水想定図として作成している。

- ・初期潮位として2009年から2013年の年間最高潮位（最大と最小を除いた平均値）を設定
- ・地震による地盤の沈下を考慮
- ・構造物について、護岸や防波堤は機能せず、堤防は地震前の25%の高さまで沈下するものとして設定し、津波が堤防を越流した場合は破壊される。

イ 浸水域・浸水深は、広島県における地形データを用いて、10mメッシュ単位で表示しており、浸水域は選定した津波別に想定される浸水深の中で最も大きい値を示している。

広島県津波浸水想定図



浸水面積（最大の場合）

（単位：ha）

市町名	浸水面積（浸水深別）				
	1 cm 以上	30 cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上
府中町	68	56	22	—	—

※ 河川・砂浜部分を除いた陸域部の浸水面積。

※ 四捨五入の関係で合計と面積が合わないことがあります。

(3) 南海トラフ巨大地震及び瀬戸内海域活断層等による「最高津波水位」、「最大波到達時間」及び「津波影響開始時間」

ア 南海トラフ巨大地震

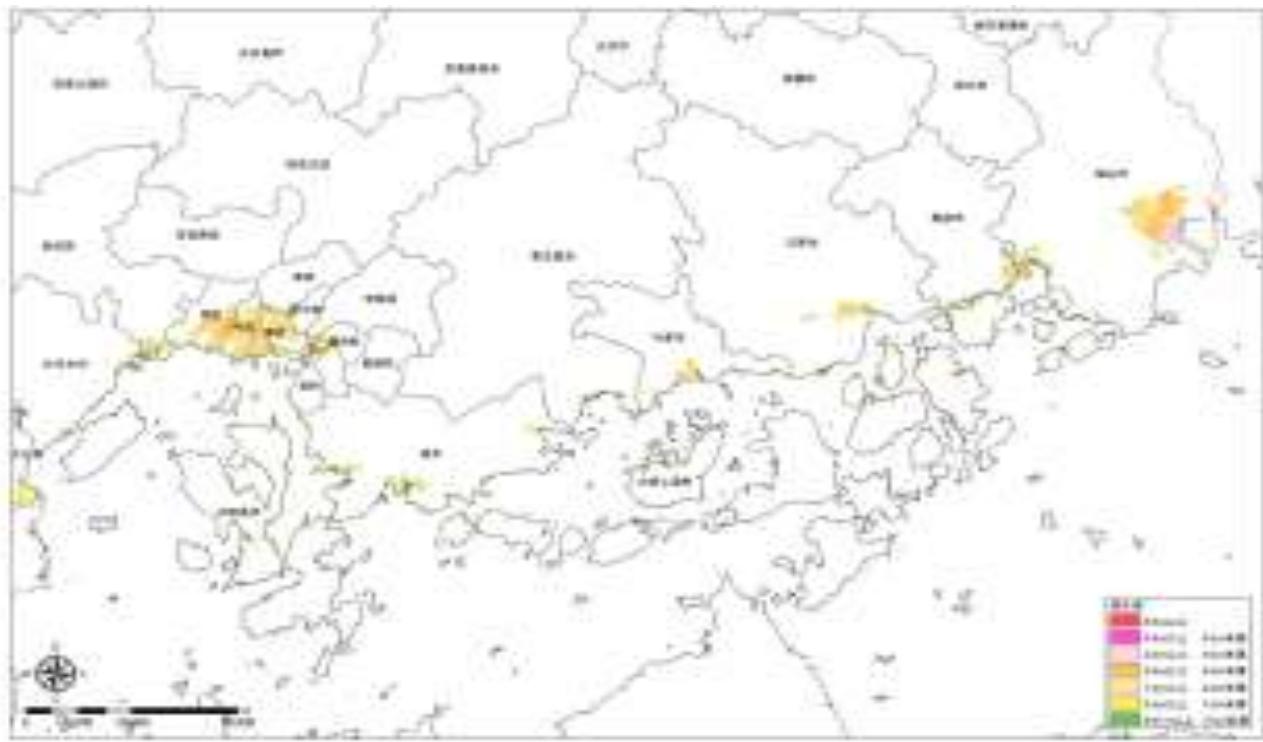
南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）		最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※2）
	うち津波の高さ (m)			
広島市	3.6	1.5	246	37
呉市	3.6	1.6	240	12
竹原市	3.1	1.3	347	20
三原市	3.2	1.4	332	20
尾道市	3.5	1.4	312	20
福山市	3.3	1.2	270	13
大竹市	3.4	1.4	219	26
東広島市	3.2	1.3	370	25
廿日市市	3.6	1.6	218	26
江田島市	4.0	1.9	251	31
海田町	3.6	1.5	246	57
坂町	3.6	1.5	243	49
大崎上島町	3.1	1.2	372	29

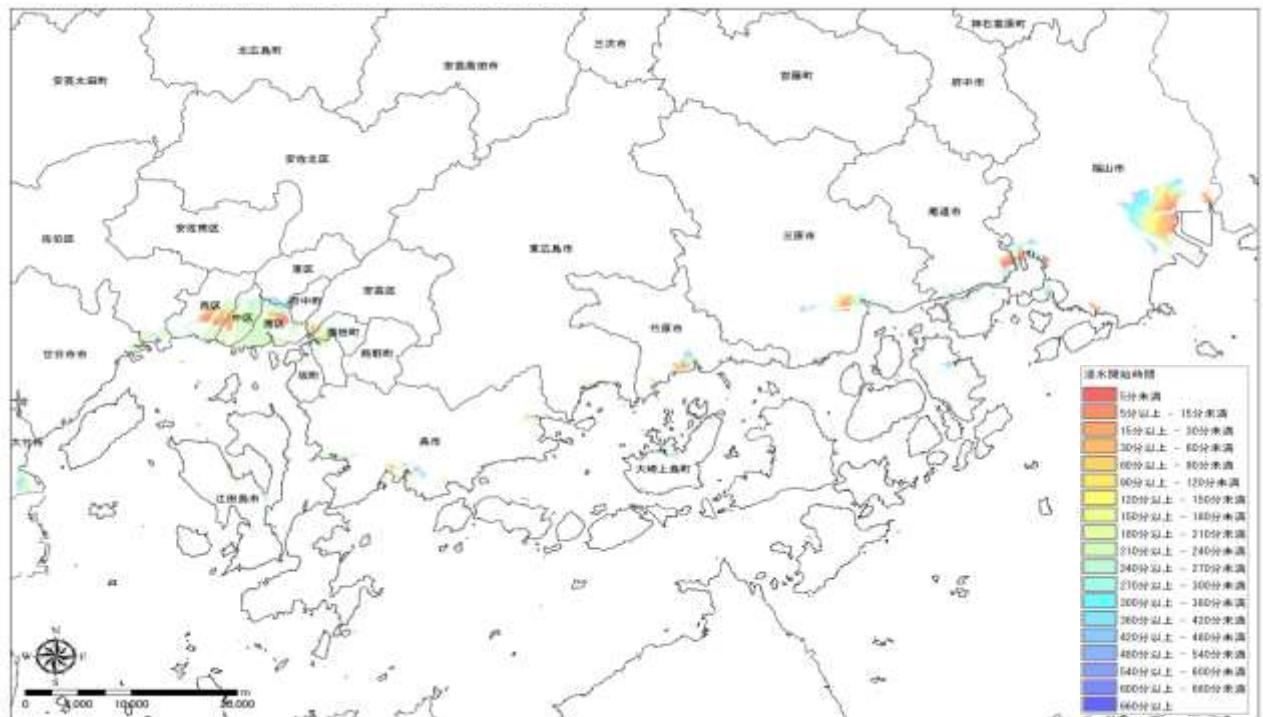
※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20 cmの変化が生じるまでの時間

津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30 cm））



瀬戸内海域活断層等による市町ごとの最高津波水位等

市町名	最高津波水位（※1）	うち津波の高さ (m)	最大波到達時間 (分)	津波影響開始時間 (分)（※2）
広島市	3.0	0.8	110	3
呉市	2.9	0.7	185	8
竹原市	2.4	0.4	140	18
三原市	2.8	0.8	108	20
尾道市	3.2	1.0	111	15
福山市	3.2	1.0	119	13
大竹市	2.7	0.7	41	1
東広島市	2.5	0.4	67	18
廿日市市	2.7	0.7	42	0
江田島市	3.1	1.1	18	0
海田町	2.9	0.7	109	0
坂町	2.7	0.9	164	0
大崎上島町	2.6	0.5	138	15

※1 「最高津波水位」は、海岸線における最高の津波水位を標高で表示

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間

【参考】用語の解説

① 浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域

② 浸水深

陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ

③ 津波水位

津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）

※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。

④ 津波の高さ

津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差

⑤ 最大波到達時間

津波の最高到達高さが生じるまでの時間

⑥ 津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出る恐れのある水位変化）の変化が生じるまでの時間

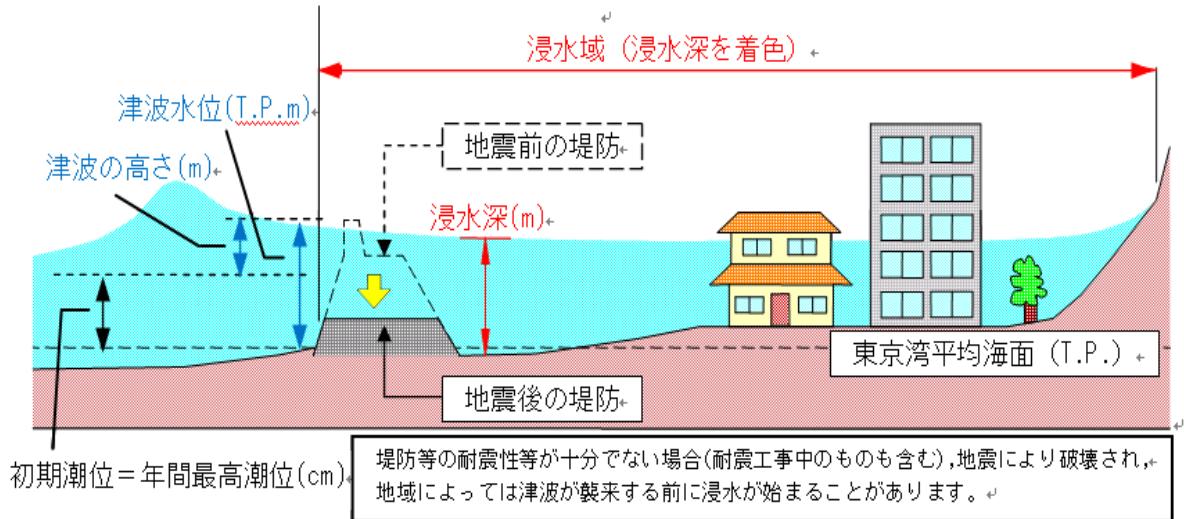
⑦ 水位変動

津波による水位変化の様子

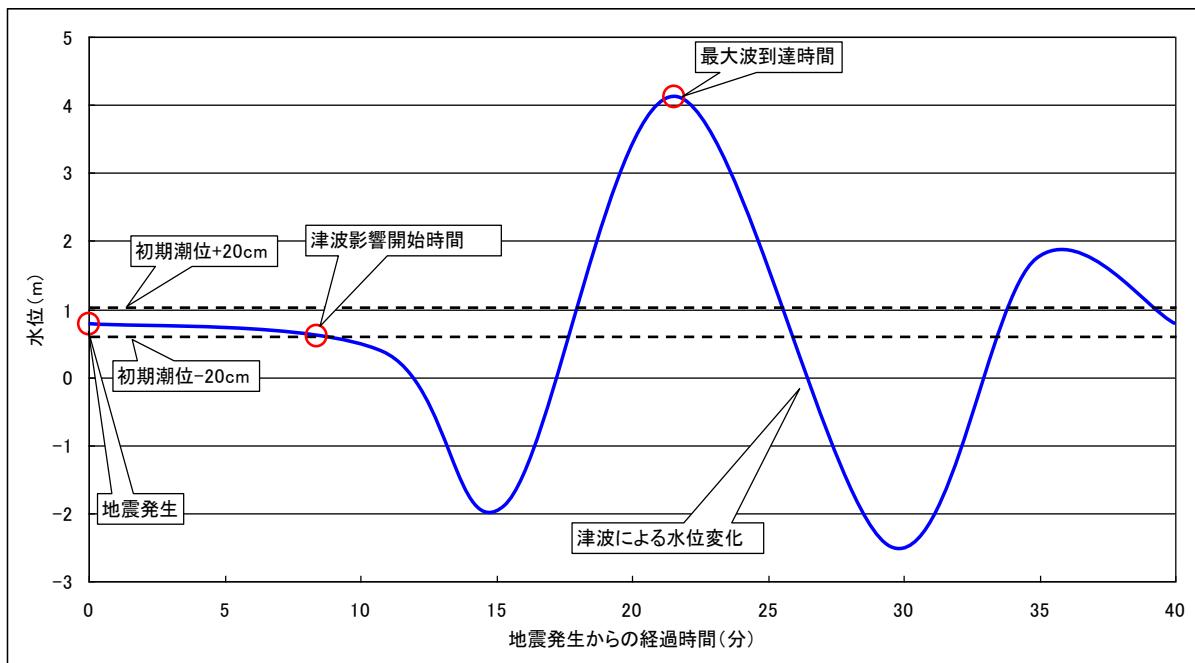
⑧ 浸水面積

津波によって浸水する陸域の面積

## 「津波水位」の定義（広島県）



各用語の模式図



## 資料一 2 2 気象庁震度階級関連解説表

### 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなったり場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

## ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につからまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下した、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスマーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起ることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板「Web 171」などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート建造物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。